

第3期 飯南町子ども・子育て支援事業計画



令和7年(2025)3月 飯南町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の社会的背景.....	1
2. 計画策定の目的.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 計画の対象.....	2
6. 計画の策定方法.....	3
第2章 本町の子どもを取り巻く現状	4
1. 人口等の動き.....	4
2. 出生等の状況.....	6
3. 世帯の状況.....	8
4. 就業の状況.....	9
5. 保育・教育施設の利用状況.....	11
6. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	13
第3章 本町の現状分析と課題	15
1. 第2期計画の取組内容と課題.....	15
2. ニーズ調査から読み取れる課題.....	32
第4章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念.....	41
2. 基本目標.....	42
3. 施策体系.....	43
第5章 計画の展開	44
第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制	57
1. 教育・保育提供区域の設定.....	57
2. 量の見込みの算出について.....	57
3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	58
第7章 計画の推進	67
1. 推進体制.....	67
2. 計画の点検・評価・改善.....	67

第1章 計画の概要

1. 計画策定の社会的背景

我が国では、少子高齢化の急速な進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会における活力の低下等、社会、経済環境に対する様々な影響が懸念されています。家庭や地域における子育てを取り巻く環境についても、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題等、様々な課題も顕在化しています。

こうした社会的背景の中で、国は「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」（以下「子ども・子育て支援法」と言います。）を制定、平成27（2015）年度からは「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。また、令和5（2023）年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すことが示されました。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」に各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記し、「こども基本法」では子ども等の意見反映について記載する等、子どもを中心とした施策の検討・実施が求められています。

2. 計画策定の目的

本町では、令和2（2020）年3月に「みんなで育む子どもの笑顔～この町で子どもを育てたい～」を基本理念とした、「第2期 飯南町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」と言います。）を策定しました。

第2期計画に基づき、就学前の保育サービスを適切に提供できる体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産、育児ができる母子の健康づくり、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援、子育て家庭の不安や負担を軽減するための相談体制や情報提供の充実等、総合的な子育て支援施策を推進してきました。

第2期計画は、令和6（2024）年度までの5年間を対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い「第3期 飯南町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき、第2期計画における取組の評価をはじめ、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、飯南町子ども・子育て会議における審議等を踏まえて策定しています。また、本町における子育て支援に関連する様々な分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、より実効性のある計画を目指して策定しています。

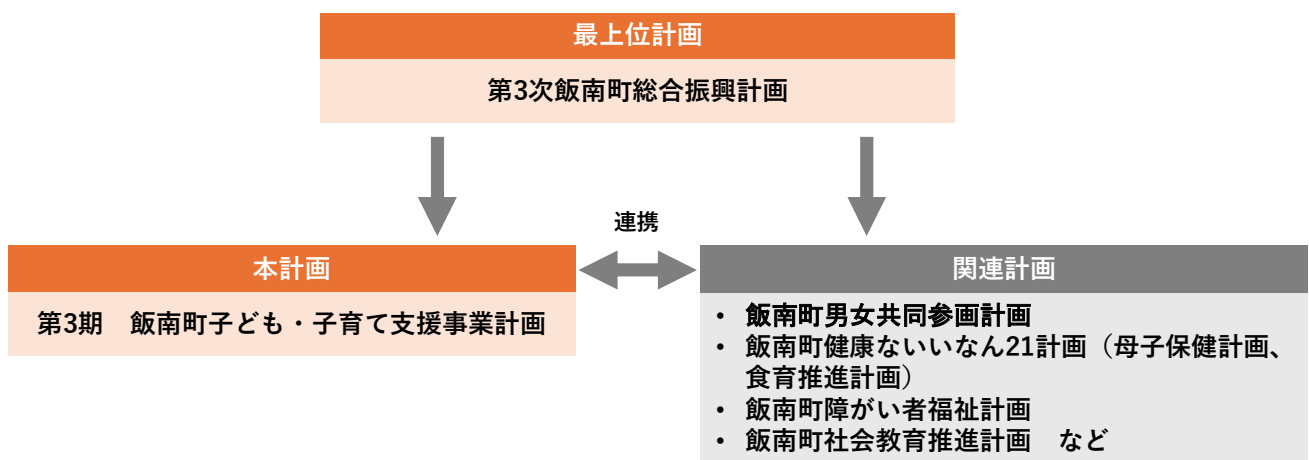
3. 計画の位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担っています。また、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた計画となっています。

本計画は、国の法律等を踏まえるとともに、島根県が進める「島根県こども計画」（旧「しまねっ子すくすくプラン」及び「島根県子どものセーフティネット推進計画」）との整合に配慮し、本町の最上位計画である「第3次飯南町総合振興計画」をはじめとした関連する他の計画との整合性を図ります。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を行うとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

図表 計画の位置づけ



4. 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に迅速に対応していくため、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

5. 計画の対象

産まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの子ども、青少年とその家庭を対象とします。施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう努めます。

6. 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」及び「飯南町子ども・子育て会議条例」に基づき、関係団体の代表者や有識者、行政機関の職員等で構成する「飯南町子ども・子育て会議」において、本計画の内容について協議しました。

また、町民の子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、就学前児童及び小学生児童がいる家庭を対象としたニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

図表 ニーズ調査の概要

調査対象	○ 町内に居住する就学前児童の保護者（以下、就学前児童） ○ 町内に居住する小学生の保護者（以下、小学生）																		
調査方法	郵送配布・郵送回収																		
調査期間	令和 6（2024）年 2 月～4 月																		
配布・回収状況	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>全体</th><th>就学前児童</th><th>小学生</th></tr></thead><tbody><tr><td>配布数</td><td>164 世帯</td><td>81 世帯</td><td>83 世帯</td></tr><tr><td>回収数</td><td>103 世帯</td><td>56 世帯</td><td>47 世帯</td></tr><tr><td>回収率</td><td>62.8%</td><td>69.1%</td><td>56.6%</td></tr></tbody></table>				全体	就学前児童	小学生	配布数	164 世帯	81 世帯	83 世帯	回収数	103 世帯	56 世帯	47 世帯	回収率	62.8%	69.1%	56.6%
	全体	就学前児童	小学生																
配布数	164 世帯	81 世帯	83 世帯																
回収数	103 世帯	56 世帯	47 世帯																
回収率	62.8%	69.1%	56.6%																

第2章 本町の子どもを取り巻く現状

1. 人口等の動き

(1) 人口の状況

① 人口・世帯数の推移

令和6（2024）年1月1日現在の人口は4,482人であり、令和2（2020）年から318人減少、世帯数も32世帯減少しています。近年、人口減少が進行しており、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、令和2（2020）年の2.34人から令和6（2024）年で2.22人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
人口(人)	4,800	4,725	4,656	4,560	4,482
世帯数(世帯)	2,053	2,044	2,056	2,013	2,021
世帯人員(人/世帯)	2.34	2.31	2.26	2.27	2.22
人口増減率(%)	100.0	98.4	97.0	95.0	93.4
世帯数増減率(%)	100.0	99.6	100.1	98.1	98.4

注：増減率は、令和2（2020）年を100.0とした場合の各年の割合を示す。
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）（外国人含む）

② 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生数と死亡者数の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスの状態になる自然減で推移しています。また、転入と転出の差からみる「社会動態」については、転入が転出を上回る年もありますが、減少傾向で推移しています。

【人口動態】

(単位:人)

	自然動態		社会動態	人口動態			
	出生数 (a)	死亡者数 (b)			転入(d)	転出(e)	
令和元(2019)年	22	108	-86	152	169	-17	-103
令和2(2020)年	27	100	-73	142	150	-8	-81
令和3(2021)年	17	93	-76	152	149	3	-73
令和4(2022)年	21	108	-87	145	157	-12	-99
令和5(2023)年	19	93	-74	143	149	-6	-80

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

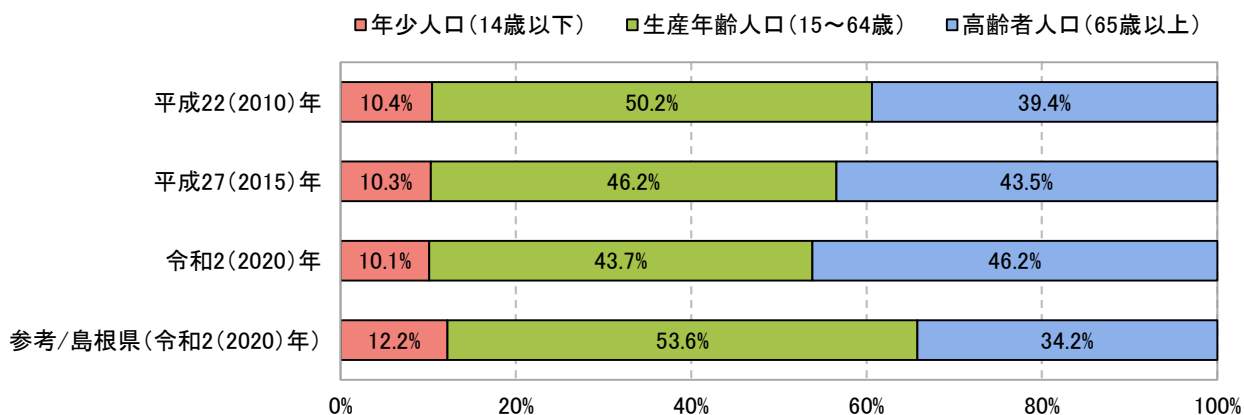
資料：住民基本台帳人口移動報告（各年1月から12月分の移動状況）（外国人含む）

③ 年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和2（2020）年の年少人口（14歳以下）は10.1%、生産年齢人口（15～64歳）は43.7%、高齢者人口（65歳以上）は46.2%となっています。年少人口は横ばいで推移していますが、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しています。

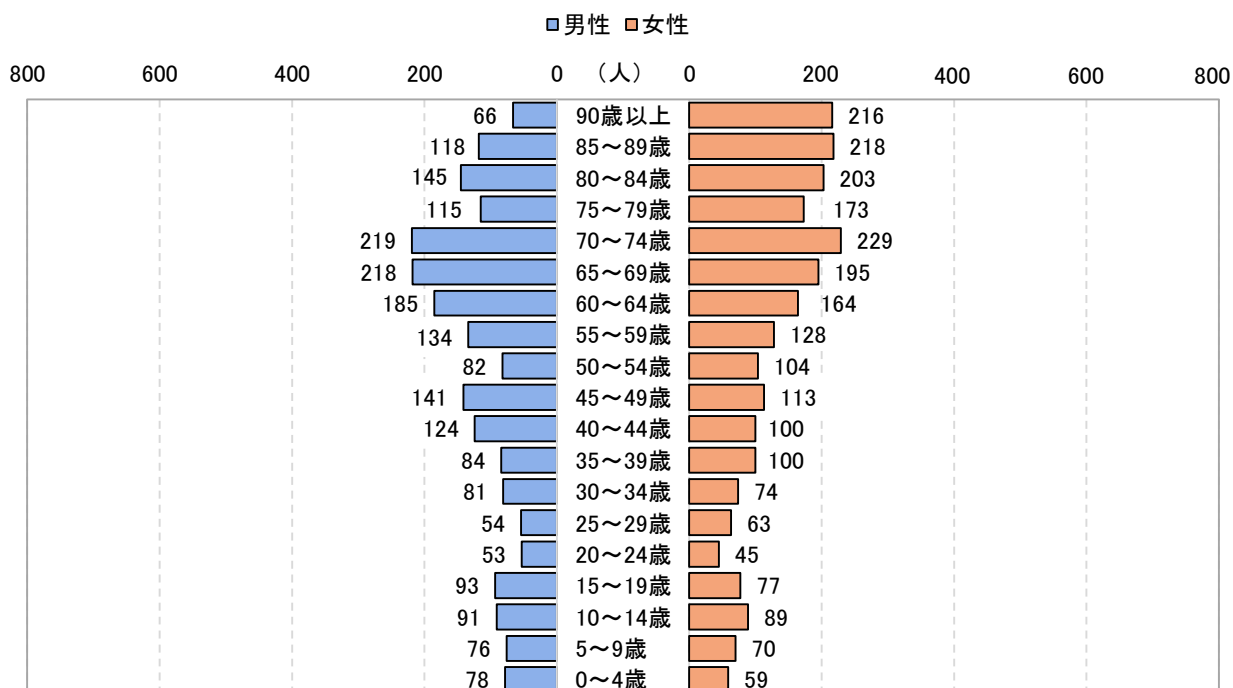
さらに、年齢を5歳階級別でみると、男性と女性どちらも60歳代後半から70歳代前半の人口が多くなっています。

【年齢3区分人口構成比】



資料：国勢調査（外国人含む）

【年齢5段階級別人口】



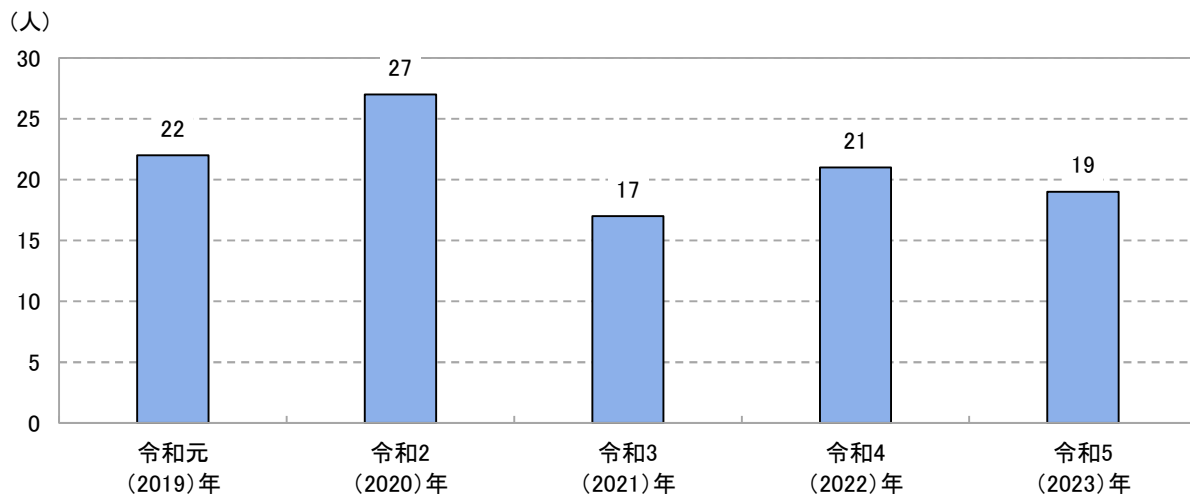
資料：国勢調査（令和2年）（外国人含む）

2. 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年から令和5（2023）年の出生数の平均は21.2人となっています。

【出生数の推移】

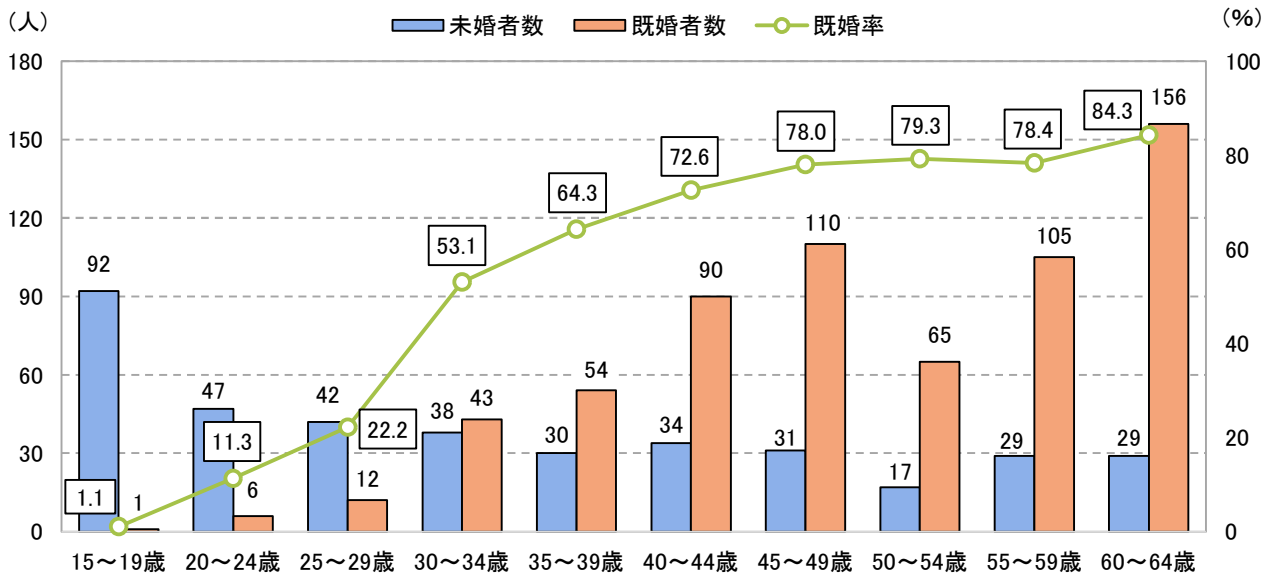


資料：住民基本台帳人口移動報告（各年1月から12月分の移動状況）（外国人含む）

(2) 婚姻の状況

既婚者数と既婚率を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは既婚率が22.2%となっていますが、30歳代前半には50%以上となっており、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。女性も同様の傾向にあり、30歳代前半の既婚率は67.6%となっています。

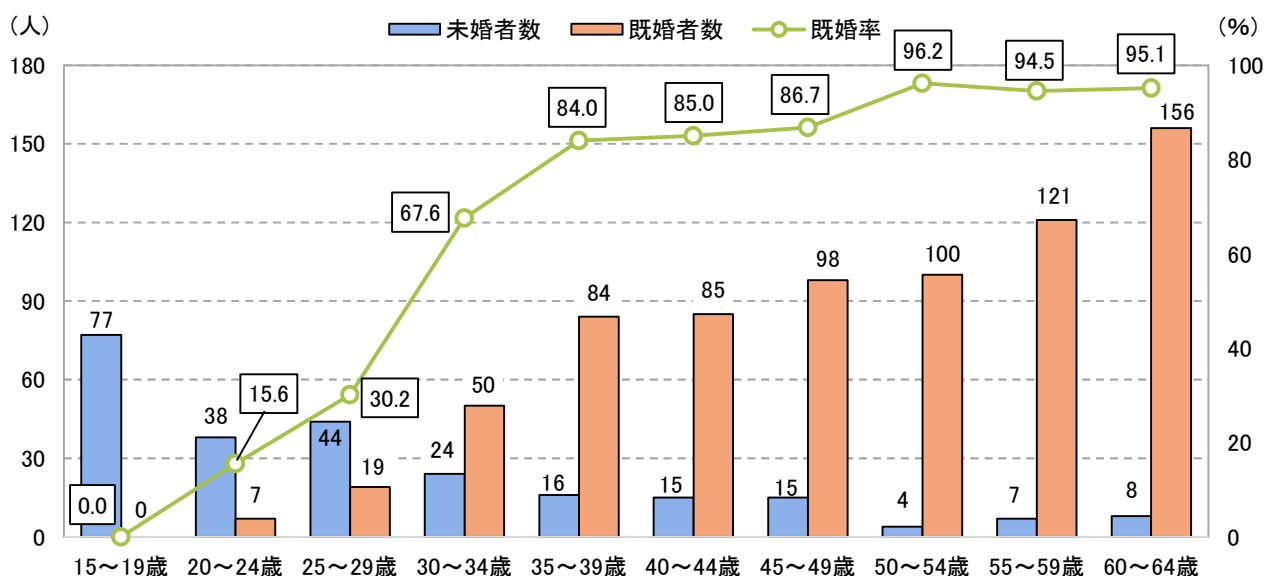
【年齢別既婚者数と既婚率（男性）】



注：15歳以上の状況

資料：国勢調査（令和2年）（外国人含む）

【年齢別既婚者数と既婚率（女性）】



注：15歳以上の状況

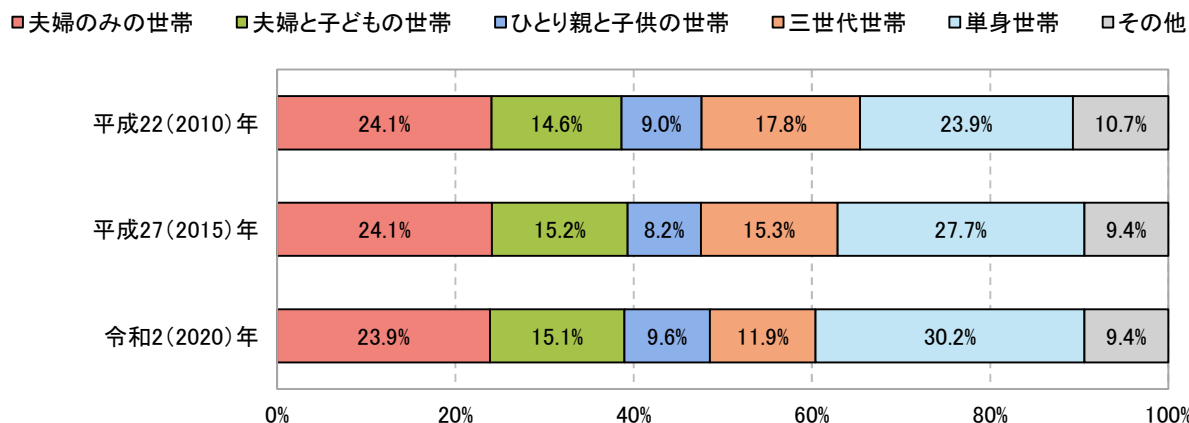
資料：国勢調査（令和2年）（外国人含む）

3. 世帯の状況

(1) 世帯構成

平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移をみると、「三世帯世帯」が減少、「単身世帯」が増加している傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。その他の世帯構成は同程度の割合で推移しています。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査（外国人含む）

(2) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯数は、令和 2 (2020) 年には 19 世帯となっており、平成 22 (2010) 年の 13 世帯から 6 世帯増加しています。19 世帯のうち母子世帯が 16 世帯、父子世帯が 3 世帯となっています。

【ひとり親家庭の状況】

(単位：世帯)

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親世帯数(合計)	13	16	19
母子世帯数	12	15	16
父子世帯数	1	1	3

注：20歳未満の子どもがいる世帯のみ
資料：国勢調査（外国人含む）

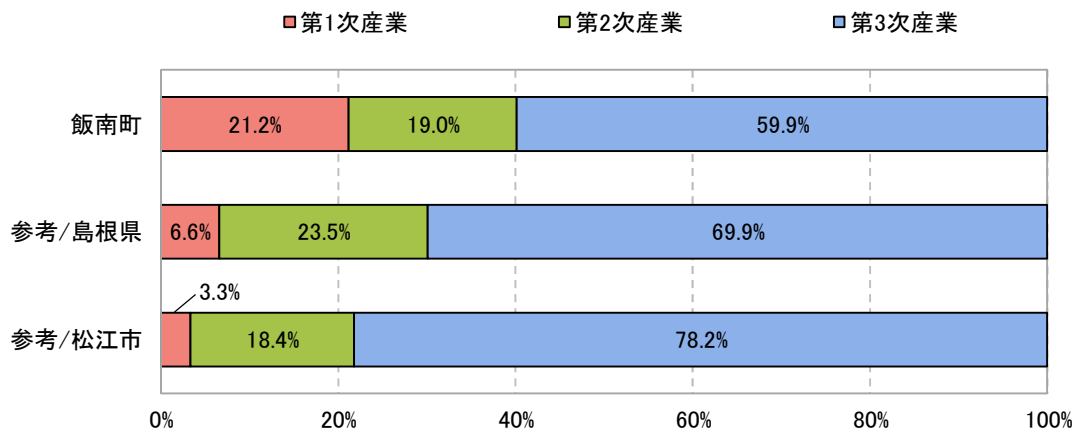
4. 就業の状況

(1) 就業構造

産業別就業者構成比をみると、第1次産業が21.2%、第2次産業が19.0%、第3次産業が59.9%となっています。島根県全体と比較して、第1次産業の割合が高くなっています。

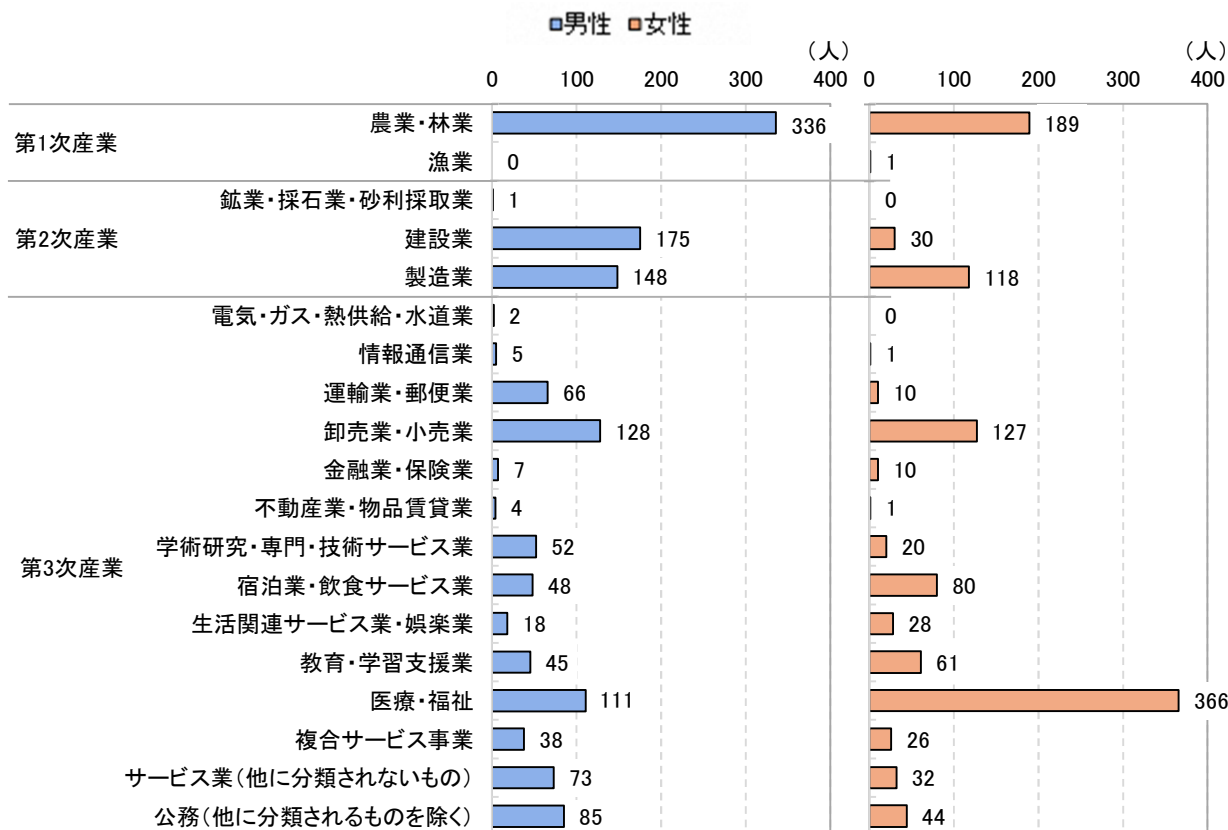
産業大分類別でみると、男性は女性に比べて「農業・林業」「建設業」等が多く、女性は「医療・福祉」等が男性より多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



資料：国勢調査（令和2年）（外国人含む）

【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



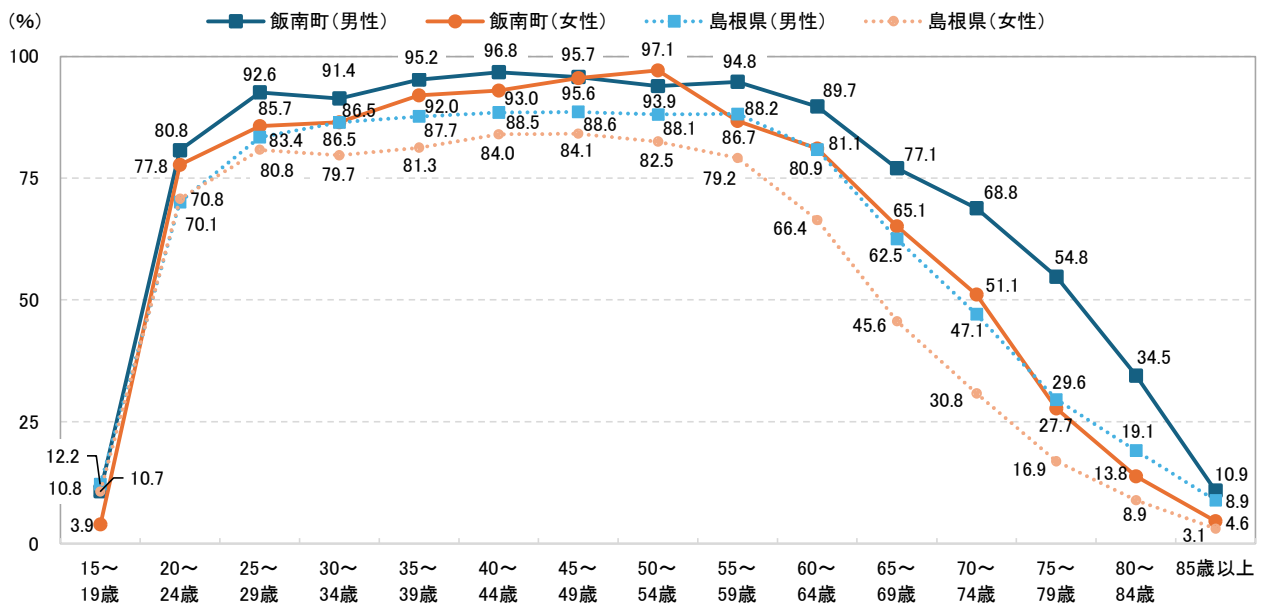
資料：国勢調査（令和2年）（外国人含む）

(2) 年齢別就業率

本町における20歳から40歳代の就業率は、男性、女性ともに島根県を上回っており、働きながら子育てをする世帯が多いことがうかがえます。また、いわゆる「M字カーブ※」の現象がほとんどみられず、「婚姻～子育て開始時期」の離職率が低いこともうかがえます。

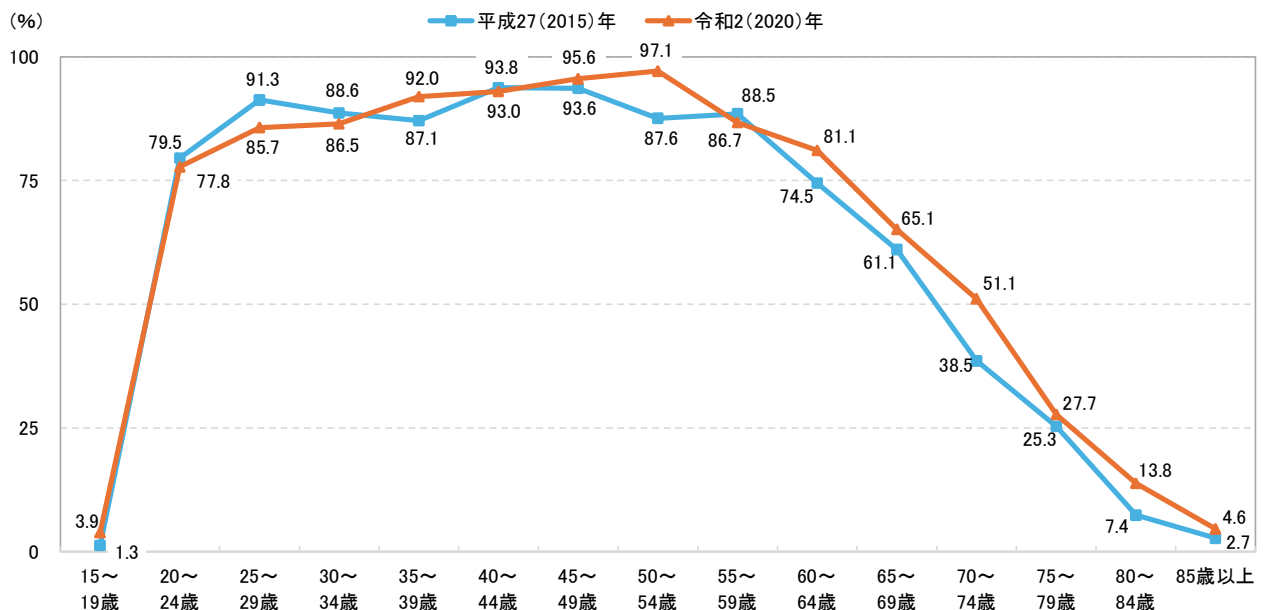
平成27（2015）年と比較した女性の就業率は、25～29歳は低くなっているものの、その他の年齢は同程度または高くなっています。

【年齢別就業率（県比較）】



資料：国勢調査（令和2年）（外国人含む）

【年齢別就業率（女性の経年比較）】



資料：国勢調査（外国人含む）

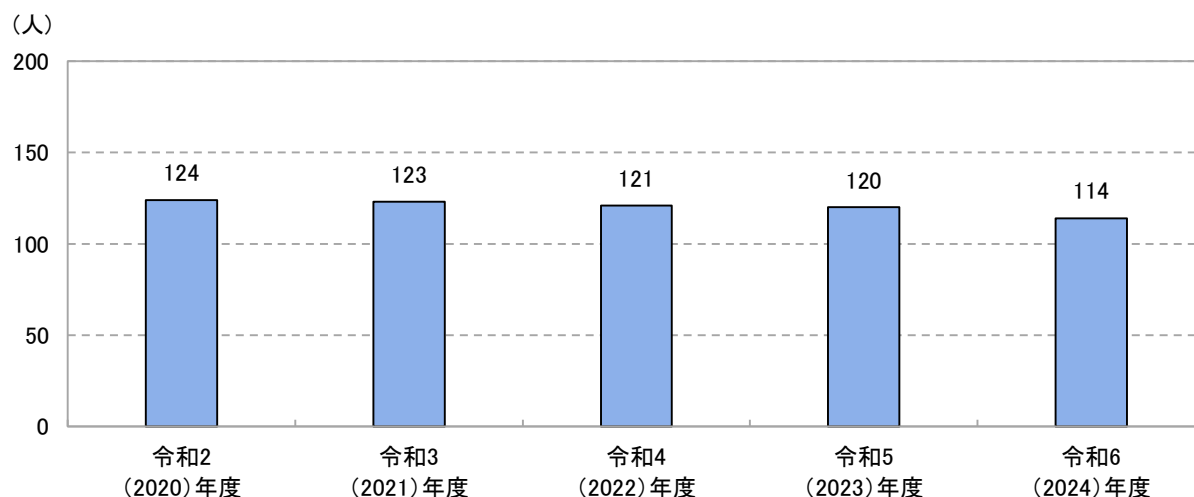
※日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

5. 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

本町には保育施設として、赤名保育所、来島保育所、桜ヶ台保育所、さつき保育所の4施設があります。保育所全体の入所児童数は、やや減少傾向にあり、令和6(2024)年度は114人となっています。

【入所児童数の推移（年度別）】



【入所児童数の推移（施設別）】

(単位:人、%)

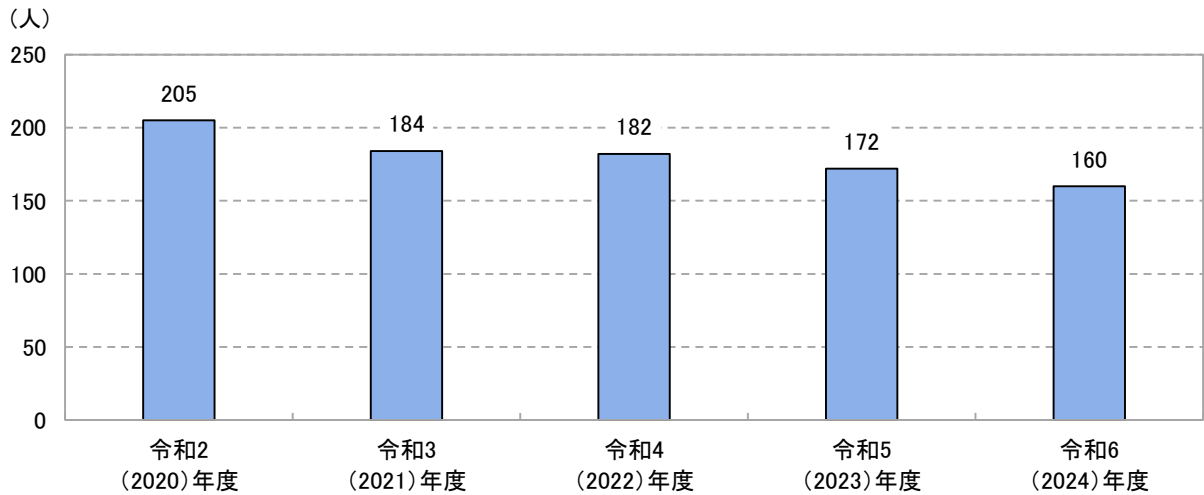
	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6(2024)年度		
					定員数	充足率	
赤名保育所	36	42	41	37	39	60	65.0%
来島保育所	39	40	33	34	28	60	46.7%
桜ヶ台保育所	39	35	42	39	38	60	63.3%
さつき保育園	10	6	5	10	9	20	45.0%
合計	124	123	121	120	114	200	57.0%

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(2) 小学生児童数の推移

本町には頓原小学校、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の4つの小学校があります。児童数は減少傾向にあり、令和6（2024）年度は令和2（2020）年度から45人減少しています。

【小学生児童数の推移（年度別）】



【小学生児童数の推移（学年別）】

(単位:人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1年	29	21	26	27	28
2年	27	29	21	24	25
3年	32	26	29	20	22
4年	29	34	25	28	20
5年	28	31	34	25	29
6年	36	27	31	35	24
特別支援教室	24	16	16	13	12
合計	205	184	182	172	160

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

6. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 実施状況一覧

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は、下表のとおりです。各事業の説明は次ページに整理します。

【事業実施状況一覧】

事業名	単位	所管	実績				実績 (見込み)
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1 利用者支援事業	か所	保健福祉課	1	1	1	1	1
2 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	延べ人	住民課	247	183	175	173	170
3 妊婦健康診査事業	延べ人	保健福祉課	318	321	333	201	140
	対象者	保健福祉課	23	23	24	15	10
4 乳児家庭全戸訪問事業	人	保健福祉課	24	22	23	13	11
	出生数	保健福祉課	24	22	23	13	11
5 養育支援訪問事業	人	保健福祉課	3	2	1	0	0
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ)(0～5歳)	延べ人	保健福祉課	0	0	0	0	0
7 ファミリー・サポート・センター (未就学児)	延べ人	住民課	2	24	31	2	15
	延べ人	住民課	1	1	15	1	5
8 一時預かり事業 (1号認定預かり保育)	延べ人	住民課	0	0	0	0	0
	延べ人	住民課	12	15	7	5	10
	延べ人	住民課	0	0	0	0	0
9 時間外保育事業(延長保育)	人	住民課	0	0	0	0	0
10 病児保育事業	延べ人	住民課	0	0	0	0	0
11 放課後児童クラブ(低学年)	人	教育委員会	0	0	0	0	0
	人	教育委員会	0	0	0	0	0
12 放課後子ども教室(低学年)	人	教育委員会	47	39	67	72	72
	人	教育委員会	34	33	67	54	50
13 子育て世帯訪問支援事業	人	保健福祉課	-	-	-	-	0
14 児童育成支援拠点事	人	保健福祉課	-	-	-	-	0
15 親子関係形成支援事業	人	保健福祉課	-	-	-	-	0

※13～15は第3期新規として追加(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、令和6年4月1日から施行される)

(2) 各事業の説明

事業名	担当課	事業内容
利用者支援事業	保健福祉課	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	住民課	地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。
妊婦健康診査事業	保健福祉課	定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子ともに健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	保健福祉課	乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。
養育支援訪問事業	保健福祉課	育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児、家事援助等)を行う事業です。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保健福祉課	保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。 ※本町では現在実施していません。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	住民課	子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。
一時預かり事業	住民課	保護者の就労や疾病・出産等により、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。
時間外保育事業(延長保育:保育所、認定こども園:長時間)	住民課	通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	住民課	子どもが病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。 ※本町では現在実施していません。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	教育委員会	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。 ※本町では現在国の基準に基づいているこの事業について実施していません。
放課後子ども教室	教育委員会	放課後児童の安心な居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりをする事業です。
子育て世帯訪問支援事業	保健福祉課	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる世帯等に対し、訪問支援員が訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行います。
児童育成支援拠点事業	保健福祉課	生活リズム等に課題を抱える子ども、家庭や学校に居場所がないと感じる子どもへ安心できる居場所を提供し、子どもや家庭が抱える様々な課題に対し包括的支援を行います。
親子関係形成支援事業	保健福祉課	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対し、児童の発達について学ぶ機会や情報交換の場を提供し、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的と事業です。

第3章 本町の現状分析と課題

1. 第2期計画の取組内容と課題

子育て支援に関連する取組は、教育・保育や学校教育分野をはじめ、保健・福祉部門、生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野との連携・調整が必要です。

本町では、令和2（2020）年3月に策定した第2期計画に基づき施策や事業を実施しています。各担当部署において進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出、検証することによって、その後の取組に反映させることとしています。

本計画の策定にあたり、第2期計画の「施策体系」にしたがって、取組内容及び今後の取組に向けて課題を整理しました。

図表 第2期計画の施策体系

基本目標 1 安心して子育てできる環境づくり
基本施策 1 保育ニーズに応じた受入体制の整備 基本施策 2 多様な子育て支援サービスの提供 基本施策 3 子育て支援のネットワークづくり 基本施策 4 仕事と子育てを両立できる環境づくり 基本施策 5 ひとり親家庭への自立支援
基本目標 2 親子の健康づくり
基本施策 6 妊娠期からの切れ目ない支援の推進 基本施策 7 食育の推進 基本施策 8 小児医療の確保 基本施策 9 思春期保健対策の充実
基本目標 3 配慮が必要な子どもへの支援
基本施策 10 児童虐待防止対策の推進 基本施策 11 障がい児への支援 基本施策 12 子どもの貧困対策の推進
基本目標 4 健やかな成長を育む教育環境づくり
基本施策 13 生きる力を育む学校教育の推進 基本施策 14 家庭や地域における教育力の向上 基本施策 15 健全な育成の推進
基本目標 5 安全・安心なまちづくりの推進
基本施策 16 良好な住環境の確保と定住の促進 基本施策 17 地域で子どもを見守る体制づくり

基本目標 1 安心して子育てできる環境づくり

施策1 保育ニーズに応じた受入体制の整備

【これまでの取組】

① 通常保育の充実

- 保護者のニーズの多様化等を踏まえ、生後 6 か月から受入れが可能な体制を整備しました。また、飯南町ならではの恵まれた自然環境を活かし、自然や生物、植物に触れて学ぶ自然体験活動の機会提供や、地域との繋がりを活かし高齢者施設や地域イベントで交流事業を実施し、幼少期から特色ある保育を行いました。

② 情報提供の充実

- 保育サービスや保育事業について、保育所だより、町の広報等で情報提供を行いました。

③ 保育士の確保対策

- 安定した保育所運営に欠かせない保育士を確保するため、修学助成及び就労支援金による「保育士確保対策事業」を実施しました。また、保育士等の確保と定着を図るため、処遇改善を着実に進めることができるよう事業所の運営を支援しました。

【課題】

- 年度途中の入所申込に対し、受入れが難しい状況が発生しています。子どもの発達・発育状態や多様な保育ニーズに応じ、子どもが安全・安心に保育所で過ごすため、保育士の人材確保が課題です。
- 保育所の老朽化に伴う、維持管理の費用負担が増えています。
- 「保育士確保対策事業」が必要なタイミングで、必要な人たちへ伝わっていない可能性があり、適切な情報発信の方法について検討が必要です。

施策2 多様な子育て支援サービスの提供

【これまでの取組】

① ほっと。Caféの開催

- 就学前の在宅児とその保護者及び妊婦等を対象に、毎週水曜日に集いの広場「ほっと。Café（子育て支援センター事業）」を開催しました。子どもたちの遊び場としての開放の他、保護者同士の交流や仲間づくりをはじめ、食講座等、子育て家庭への様々な支援を行いました。

② ファミリー・サポート・センター

- 就労や通院等で子どもを預けたい場合に、育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業を行いました。また、安定した運営体制の確保を目的にまかせて会員（子どもを預かる人）の報酬を補填する制度を開始しました。

③ 一時保育事業

- 保護者の就労や疾病、出産等により保育が一時的に困難となった場合に、子育て家庭の支援を目的に各保育所において一時預かりを行いました。

④ 放課後子ども教室・長期休業中児童クラブ

- 放課後の子どもの居場所づくり事業及び長期休業中の児童クラブ事業について、保護者の多様なニーズに対応できるよう、利用時間の拡大を図り、運営方法の見直しによる安全対策を強化し、より利用しやすい体制の整備に努めました。

【課題】

- 「ほっと。Café（子育て支援センター事業）」について、開所日数の増加や時間延長を望むような声もあり、検討が必要です。
- ファミリー・サポート・センターにおいて、まかせて会員の会員数の不足に伴い、希望に対し、十分な対応が出来ない状況が発生しています。
- 保育士体制に余裕がなく、一時保育に関し、受入れが難しいケースが発生しています。
- 放課後子ども教室や長期休業中の児童クラブにおいて、利用者のニーズに応えるための体制を整えるうえで、指導員の確保が困難な状態が発生しています。

施策3 子育て支援のネットワークづくり

【これまでの取組】

① 子育て支援のネットワーク化の促進

- 子育てのコミュニティづくりを促進するため、子育て支援サークル活動等を実施する団体を募集し、活動費を補助する制度を開始しました。子育てを取り巻く問題や課題の共有を図り、育児不安の軽減及び育児の孤立を防ぐよう努めました。

② 地域全体での子育て意識の醸成

- 学校、家庭、地域の住民が連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境を整えるため、新たに設置した「学校運営協議会」のコミュニティ・スクール事業等により、異世代の交流や地域内の連携を促進し、地域全体で子育て世帯を支援する意識の醸成を図りました。
- ふるさと体験講座では、小学生が地域の伝統文化や郷土、スポーツ等を通じ、地域と子どもを繋ぐ機会の創出に取り組みました。

【課題】

- 子育て支援サークルの活動に関して、活動内容や対象者がさらに拡充するような取組の検討が必要です。

施策4 仕事と子育てを両立できる環境づくり

【これまでの取組】

① 男女共同参画に関する意識の醸成

- 家庭生活において、男女が協力して子育てを行うための意識の醸成に向けて、地域と連携して啓発に努めるため、啓発活動に努める住民団体へのサポートを行いました。

② 子育て応援企業支援補助金

- 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりへの取組を行っている町内の企業を優良企業として認定し、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図りました。

【課題】

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに家事・育児に参加するため、家庭や地域、職場への意識啓発を引き続き継続していく必要があります。

施策5 ひとり親家庭への自立支援

【これまでの取組】

① ひとり親家庭へのきめ細かな支援

- ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子父子相談員を配置し、子育てや生活面をはじめ、就労のための資格取得や能力向上に向けた支援、経済的支援施策といった包括的な支援に取り組み、生活の自立を促進しました。

【課題】

- 近年、1ターンの子育て家庭は増加傾向にありますが、地域に基盤もなく、単身の子育て家庭においても地域から孤立しやすい可能性もあるため、いつでも相談しやすい相談体制の構築を検討していく必要があります。

基本目標 2 親子の健康づくり

施策6 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

【これまでの取組】

① 子育て世代包括支援センター設置による支援の充実

- 保健師・助産師・子育て支援員により、妊娠・出産・子育て期に至る妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、きめ細かく健康の保持及び増進を支援する機関として「子育て世代包括支援センター」を設置しました。なお、令和6年（2024）度からは「こども家庭センター」として新たに心理士を体制に加え、カウンセリング機能の強化等を図り、子育て世帯に対する切れ目のない支援に取り組みました。
- 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問事業を継続し、できるだけ早期の全数訪問を実施し、状況把握や情報提供に努めました。
- 必要に応じて、地域の子育て支援事業の紹介や産前産後サポート支援事業もしくは養育支援訪問事業により継続訪問を行い、相談支援、育児支援を行いました。
- 不妊治療を受ける方の医療費の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため不妊治療費の補助制度を拡充しました。

② 各種健診等の実施

- 妊婦健診と妊婦歯科健診の費用助成を継続するとともに、産婦健診と新生児聴覚検査の一部について費用助成を開始し、妊産婦と乳児の健康増進と病気の早期発見に対し、さらなる支援に取り組みました。
- 乳幼児健診、育児相談及び各種講座等を実施し、子どもの事故防止や基本的な生活習慣の確立に向けた健康教育、子どもに多い病気の予防に関する普及啓発に努めました。
- 災害時に必要な液体ミルクの配布や持ち出し品の準備等、心構えや避難の啓発を行いました。

③ 相談・指導體制の充実

- 子育てに悩みを抱える保護者の育児不安の解消や居場所づくりとして、乳幼児健診時において臨床心理士の配置や「ほっと。Café（子育て支援センター事業）」の実施、子育て学習会の開催等、相談、指導體制の充実を図りました。

【課題】

- 子ども一人ひとりが大切にされ、心も体も健やかに育つこと、そのために保護者が親としての心構えを持ち子どもの育ちとともに成長できるよう、地域全体で子ども・子育て家庭を応援する意識啓発と地域とのつながりが必要です。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を継続するため、保健師・助産師・心理士・子育て支援員等の専門職確保の継続が必要です。
- 家庭環境や生活様式の多様化、経済的な事情等を背景に、相談内容や支援が必要なケースが多様化しており、職員の適正配置と資質向上が求められています。

- 地域の子育て関係者と連携しながら、保護者自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供する等、主体的に子育てに関わり、余裕と自信をもって過ごすことができる環境づくりに取り組む必要があります。
- 妊娠期から乳幼児期は、生涯にわたり健康な心と体の基礎が育まれる大切な時期です。人を信頼し、人との関わりを楽しみ、自立した生活に向かうために、食事、睡眠、遊び、コミュニケーション等、生活の中での親子の触れ合いの重要性について伝え、取り入れてもらえるように促す取組が必要です。
- 基本的な生活習慣が確立し、言葉の理解や社会性が高まる 5 歳ごろに、身体発育や生活習慣の確認と集団生活での子どもの特性を把握し、適切な支援やアドバイスを行い、就学への見通しを持てる機会を検討します。
- 災害が発生した場合でも、妊産婦・乳幼児が適切に避難でき、心身ともに健康に過ごすための啓発や取組を継続します。
- 妊婦期から子育て期をきっかけに、家族で取り組むお口の健康づくりとなるよう引き続き取り組みます。

施策7 食育の推進

【これまでの取組】

① 体験を通じた食育の推進

- 子どもの基本的な生活習慣や食育を通じた「健康づくりを推進する取組」を基本方針とする「飯南町食育推進計画 第4次」を策定しました。
- 離乳食が始まる赤ちゃんから高校生までの成長の段階に応じて、望ましい食習慣を通じた健やかな身体を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進しました。
- 地域の郷土料理や行事食、家族の触れ合いや地域ぐるみの体験を大切にし、心を育む触れ合いと食文化伝承を推進しました。
- 学校給食への地元産野菜の利用促進や保育所、学校、家庭等での農産物の栽培体験の促進、体験や交流による地産地消の取組を推進しました。

② 発達段階に応じた食に関する学習の推進

- 「健康にい～にゃん週間（5月、10月、2月で各1週間）」「食育月間（6月）」「食育の日（毎月19日）」を活用し、保護者や地域への意識付けに継続して取り組みました。

【課題】

- 乳幼児健診やアンケートの結果では、社会情勢の変化により親世代の生活は夜型の傾向がみられ、子どもたちの生活リズムもそれに合わせて遅くなっている傾向がうかがえました。各家庭の生活スタイルにあわせた食育に関する提案や指導の方法に関し、検討が必要です。
- 「健康にい～にゃん週間」等を通じた保護者や地域への意識付けについて、より効果的な方法を検討する必要があります。
- 自分で食を選択する機会が増えてくる中学生や高校生には、健康的な食生活の維持や、食の自立に向けた中学校や高校との連携、調理実習での実践経験を積む活動といった継続的な取組が必要です。

施策8 小児医療の確保

【これまでの取組】

① 小児医療体制の確保

- 町内医療機関及び近隣町村にある医療機関との連携を強化し、安心して育児ができるよう、小児医療の確保及び緊急時の身近な受診先としての体制づくりに取り組みました。
- 小児の病気やケガの対応方法が相談できる「# 8000」（島根県子ども医療電話相談）の周知を行いました。

② 妊婦・乳児健診、予防接種の委託契約

- 町内の医療機関及び近隣の高次医療機関との連携を強化し、子育て家庭が安心して予防接種や健診を受診できるよう支援に取り組みました。

【課題】

- 病気の子防や早期発見、早期治療のためにも、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性に関する啓発や、小児期に多い疾病や事故予防への啓発による保護者の対応能力の向上にむけた支援の検討が必要です。
- 予防接種のスケジュール管理機能や子育てに必要な手続き、イベント情報を提供できる取組の運用について検討が必要です。

施策9 思春期保健対策の充実

【これまでの取組】

① 若い世代に向けた健康づくりへの支援

- 島根県助産師会が行う、学校や保育所での「いのちの学習（バースデイプロジェクト）」を実施するとともに、保健所と連携し、地域における相談支援体制の充実を図りました。また、喫煙、アルコール、やせ（低体重）等の健康問題に対して、若い世代へ情報提供する場の充実を図りました。

② 生活習慣の改善に向けた学習の推進

- 母子保健連絡会と連携し「健康にい～にゃん週間」の実施時期を町内保育所・小中学校で統一し実施しました。また、週間の開始前に母子保健だよりを発行し、生活の見直しに関する呼びかけを実施しました。

【課題】

- 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、食や生活リズム、がんや性感染症への対応等、若い世代が自分のこととして取り組むことができるよう、普及啓発をしていく必要があります。
- 基本的な生活習慣の大切さや、低年齢化するメディア接触での健康課題等、家庭や地域で意識を高める取組が必要です。

基本目標 3 配慮が必要な子どもへの支援

施策10 児童虐待防止対策の推進

【これまでの取組】

① 飯南町要保護児童対策地域協議会による支援

- 関係機関との連携により、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止、重症化防止等、総合的な児童虐待防止対策を進めました。

② 母親の心の健康づくりへの支援

- 子育て世代包括支援センターを支援拠点として、母親の心の健康づくりに関して支援に取り組みました。令和6年(2024)度からは「こども家庭センター」として新たに心理士を体制に加え、カウンセリング機能の強化等を図り、産後早期からのメンタル支援や母親の育児不安、虐待等の問題に早期に対応するための相談体制の充実を図りました。
- 妊婦へのアンケートや保健師等による家庭訪問により、母親の実情を把握し、子育ての悩みに寄り添いサポートし、子育て家庭が孤立しないように努め、妊娠期から出産・子育てまで身近に相談に応じる機能として、伴走型の相談支援を開始しました。

③ スクールカウンセラー等による相談支援

- 地域、家庭、学校や関係機関との連携により、いじめや不登校、児童虐待等、子どもに係る様々な問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談を受け付けるとともに、早期解決に向けた支援について協議しました。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡大し、相互連携体制及び学校支援体制を強化しました。

④ いじめや差別等の早期発見、早期解決

- いじめや差別等に対して、アンケート QU による学級集団の実態把握をはじめ、「飯南町いじめ防止基本方針」に基づく施策やいじめ防止に向けた関係機関との連携体制により、早期発見、早期解決に努めました。

【課題】

- 児童虐待防止には、発生予防の観点が必要であり、そのためには支援を必要とする家庭を早期に把握し、妊娠期・出産後の支援を充実させることが必要です。こども家庭センターや関係者の連携により不安の軽減や孤立防止の継続・充実が求められています。
- 母親のみでなく、父親やその他家族も子育てに伴う、生活環境の変化等により少なからず不安やストレスを抱きます。子育てに関わる世帯全員を含めて支援する仕組みが必要です。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援の体制を整えることができたが、より支援に繋げるためにこども家庭センター等の福祉部局との情報共有、連携のあり方について検討が必要です。

施策11 障がい児への支援

【これまでの取組】

① 障がい等の早期発見と早期治療

- 障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見、早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進しました。
- 乳幼児健診や育児相談等母子保健事業を通して、保護者が発する育てにくさのサインに早期に気づき、適切な関わり方のアドバイスや、医療や療育、福祉サービスへの丁寧なつなぎを行いました。
- 子どもの成長や保護者の関り方をサポートする幼児教室（2歳～4歳児を対象とした「ミニさくら教室」と4歳～5歳を対象とした「まるまる教室」）を開催しました。
- 小学校に上がるまでの子どものことばや運動発達の心配、集団生活を送るうえでの悩みを専門医に相談することができる発達クリニックの実施を継続しました。

② 相談支援専門員による支援等

- 保護者の育児不安の解消のため、必要に応じて、障がい児を対象としたサービスを利用できるよう相談支援専門員につなぎ、発達支援センターや町外の障がい児通所支援施設の紹介等を行いました。
- 一人ひとりが必要な支援を受けながら、安心して自分らしく暮らしていける共生社会を目指すことを方針とする「飯南町障がい者福祉計画（第4期）」を策定しました。

【課題】

- 障がいの有無にかかわらず、乳児期から継続した食事・睡眠・遊び・コミュニケーション等、基本的な生活習慣や保護者との心の通ったやり取りは、発達の土台を整えるために大切なことです。家庭での生活習慣の改善や保護者が子どもの発達の経過や発達を促す関わり方を知ることで、子どもたちの育ちを支える取組を強化します。
- 発達の偏りや疾病等を背景にした個別の支援を必要とする場合には、医療や療育、福祉サービスへ早期につなげるよう、関係機関との連携を継続します。
- 特別支援学級を利用する児童・生徒の増加に伴い、適切な相談体制の確保が必要です。
- 長期休暇時の障がい児の日中支援についてニーズがありますが、人員確保等により受入れが難しいケースが発生しています。

施策12 子どもの貧困対策の推進

【これまでの取組】

① 経済的負担の軽減

- 国の制度に基づく児童手当や児童扶養手当の支給をはじめ、町独自の経済支援として、保育料の完全無償化や子育て日用品の定期支給、出産祝金等、子育て家庭の生活の安定と子どもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図りました。また、経済事情による子どもの医療機関への受診機会の損失を抑止するため、子ども医療費の対象年齢を高校生年代までに拡大しました。

② 地域における見守り活動の充実

- 家庭の経済的事情により、生活困難な状態にある子どもに気づき、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生児童委員協議会等の関係機関と連携し、見守り活動の充実に努めました。

【課題】

- 子育て日用品の給付事業は、適切な用品を提供できるよう、子育て世帯の実情やニーズ、また進歩する子育て用品の理解に努め、子育て世帯に対し必要とされる子育て用品を提供する取組が今後も必要です。
- 子育て世帯への経済的支援が適切に継続されることが必要です。
- 子どもの貧困に対して早期発見・早期支援を図るための関係者の見守りの継続が必要です。

基本目標4 健やかな成長を育む教育環境づくり

施策13 生きる力を育む学校教育の推進

【これまでの取組】

① 交流、体験活動の充実

- 子どもが社会でたくましく生き抜く力を育てるため、地域や関係団体等と連携し、児童生徒間交流の充実（交流学习の実施）や地域との連携による多様な交流、体験機会の創出に努めました。

② 学力調査等を活用した授業改善

- 「全国学力・学習状況調査」と併せて、町学力調査を行い、調査結果を活用した授業改善に取り組み、新しい時代に必要な資質、能力の養成を目指しました。

③ ICT 機器の活用による学習の充実

- タブレット PC、電子黒板、デジタル教科書等の ICT 機器を有効活用した教育を展開し、児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図るとともに、対話的で深い学びの実現を図りました。また、1人1台のタブレット保有を実現し、児童個々の学習状況に応じた教育支援ツールを提供しました。

④ 特別な支援を要する子どもへの支援

- 特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールサポーターの配置や定期的な教育支援委員会の開催、相談ネットワークの充実等、個々の状況に応じた支援や人的措置、学級の増設等を検討するとともに、関係機関との連携により、早期からの適切な支援を図りました。
- 不登校の児童生徒に対し、一人ひとりに寄り添い、指導員及び臨床心理士等による個別の学習支援・教育相談等を行う教育支援教室（めだかの教室）を開設しました。

【課題】

- ICT 機器活用に関し、学校間で差が生じており、学校全体で ICT を推進するための支援が必要です。また、各家庭のネットワーク環境の普及状況にも違いがあり、ICT を使用した学習機会に格差が生じないような支援も求められています。
- 支援が必要な児童生徒や不登校といった子どもを取り巻く様々な状況への支援に取り組むため、スクールサポーターの配置に関する適正化と、個々の状況への適切な対応が求められています。

施策14 家庭や地域における教育力の向上

【これまでの取組】

① 地域全体で子育てを行う環境づくり

- 学校や家庭、地域において目標やビジョンを共有し、地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールを新たに設置しました。
- 「飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会」による高校魅力化事業をはじめ、「学校運営協議会」によるコミュニティ・スクール事業の開催等、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子育てする気運の醸成を図りました。

② 公民館活動との連携

- 公民館活動と連携し、親学プログラムを実施するとともに、子育て世代と地域のつながりを深める事業や親同士のつながりを深める事業を実施するとともに、子育てについて語り合う場をつくりました。

③ 教育関係者への研修等の実施

- 飯南町の地域資源を活用した教育を行うため、教職員対象のふるさと教育研修会を開催しました。
- 小中高に通う学生が参加し、地域の課題を話し合う「ふるさとシンポジウム」の開催や、自身の変革や成長を自己評価できるキャリアパスポートを活用した取組を保育所から開始する等、本町の次代を担う子どもの育成に向けて、保育所から高校まで一貫した取組を推進しました。

【課題】

- 地域課題の解決をめざす「生命地域学」を推進させるため、生徒だけでなく教職員にも地域の魅力を体感してもらうような機会提供が必要と考えています。
- 中学校区に配置されている教育魅力化コーディネーター、また、公民館との連携により、学校における、ふるさと教育をより進めて行く必要があります。
- 保小中高の一貫教育の理念やそれぞれの教育段階における育てたい資質・能力を町と学校の教職員が認識をすり合わせ、引き継いでいく必要があります。

施策15 健全な育成の推進

【これまでの取組】

① 健全育成に向けた活動の推進

- 子どもの健全育成を図るため、保育所地域親子子育て講座や児童劇地域講演、明るいまちづくり事業、いきいき子ども活動、地域異世代交流等の活動を推進しました。

② 子どもの居場所づくり

- 子どもが安心して安全に利用できる身近な遊び場、かつ子どもが遊び飽きないよう自然や地域の特性に応じた特色あるこども広場を町内3か所に整備しました。
- 放課後子ども教室等の子どもが健全に過ごすことができる場の充実を図るとともに、地域と連携した活動を推進しました。

③ 地域交流の実施

- 保育所の地域開放や運動会を行い、地域住民との交流を図り、地域一体で子育てを行うコミュニティづくりを推進しました。

④ 人権教育・情報モラル教育の推進

- 児童生徒に対するタブレットの導入が進捗したこともあり、教職員向けにデジタル・シティズンシップ教育の研修会を開催しました。インターネット等を通じたいじめや人権侵害を防ぐとともに、健全な子どもの育成に努めました。

【課題】

- 子どもの居場所における利用者のニーズに応えるための指導員確保が困難な状態が発生しています。
- インターネット環境の変化やスマートフォンによる生活習慣や健康への影響をはじめ、いじめや人権侵害、ネットトラブル等から子どもを守り、子ども自身が巻き込まれないよう教育していく必要があります。また、インターネットやスマートフォンに接する子どもに対する関わり方を保護者自身も学びを得る必要があります。

基本目標5 安全・安心なまちづくりの推進

施策16 良好な住環境の確保と定住の促進

【これまでの取組】

① 住宅整備と安全な交通環境整備

- 若者や子どもが住みやすい住宅の環境整備や、子ども、保護者等が安全・安心に通行できるカラー舗装等、道路交通の環境整備に努めました。

② 子育て家庭の定住推進

- 子育て家庭の定住を促進するため、定住フェア等で子育て施策や定住に関わる施策をまとめたパンフレットを配布し、定住希望者に対し、分かりやすい子育て情報提供に努めました。

③ 子育て家庭向け住宅の整備

- 子育て家庭向け住宅の整備を進めるとともに、子育てしやすい生活環境の整備や定住促進の仕組みづくりを推進し、子育てコミュニティの形成に努めました。

【課題】

- 複数の子どもを育てる家庭にとっては、既存の住宅構造ではニーズに合わないケースが見受けられます。

施策17 地域で子どもを見守る体制づくり

【これまでの取組】

① 通学路の点検や登下校の見守り体制

- 児童生徒が交通事故や犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、家庭や地域、関係機関と連携し、通学路の点検や「子ども 110 番」による登下校の見守り、防犯灯の整備等を行いました。

② バリアフリー化、安全な遊び場の確保

- 子ども連れでも、誰もが安心して外出できるよう、道路、公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもの安全な遊び場の確保を図りました。

③ 交通安全活動の推進

- 交通安全活動として、全国交通安全運動でのパレードの実施、カーブミラー設置や啓発活動等を行いました。
- チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、町内駐在所と連携し、正しい使用方法について普及啓発を行いました。また、希望する家庭へチャイルドシートを貸し出す事業に取り組みました。
- 春と秋の全国交通安全運動に併せ、警察、保育所、学校、関係機関と連携し、交通事故防止の啓発を目的としたパレードやスポーツ少年団による交通安全の呼びかけ運動、街頭指導に取り組みました。

④ 地域での防犯対策の推進

- 朝の登校時等、民生児童委員等による子ども見守りを行いました。
- 子ども防犯パトロール隊（通称「青パト隊」）による定期的な連絡会や安全講習会を開催するとともに、保護者も含め、広く隊員の募集を図りました。

【課題】

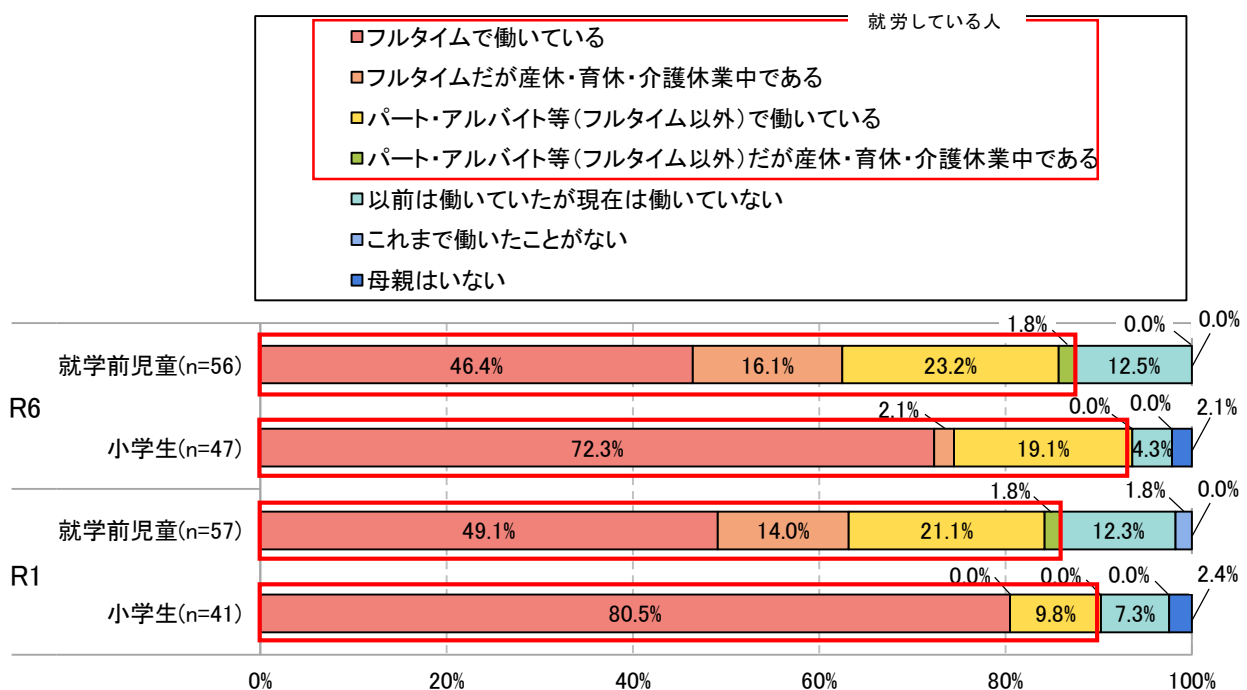
- 青色防犯パトロール等の見守り活動の担い手が不足しており、育成が必要です。

2. ニーズ調査から読み取れる課題

(1) 保護者の就労状況について

- 令和元（2019）年の第2期計画策定時の調査結果（以下、前回調査）と比較すると、母親が就労している割合について就学前児童は86.0%から87.5%、小学生は90.3%から93.5%とやや増加しています。小学生になると、就学前の子どもに比べ母親の就労している割合は高まり、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。
- 現在、パート・アルバイト等で就労している就学前児童の母親のうち、42.9%がフルタイムへの転換を希望しています。就労していない就学前児童の母親のうち、85.7%が今後の就労を希望しています。

【母親の就労状況】



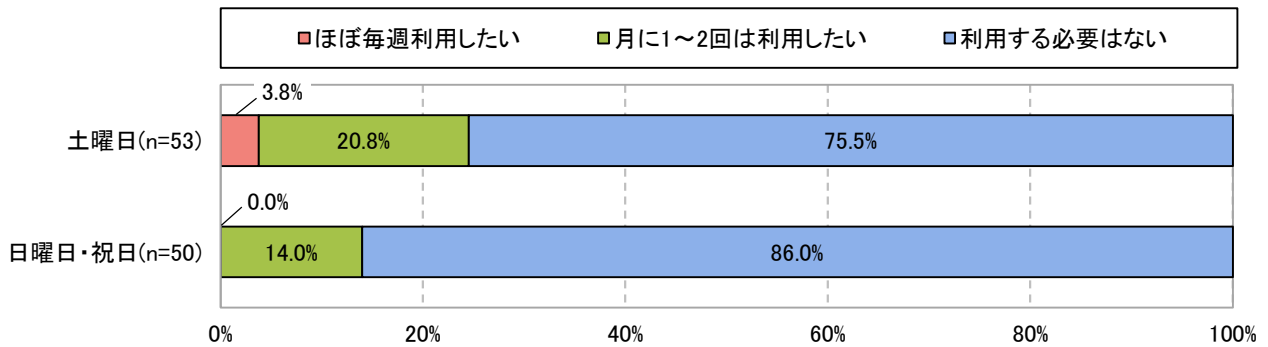
【課題】

- 母親の就労ニーズの高まりに伴い、保育・放課後子ども教室等の受入れ体制の充実や子育てしながら働ける就労環境づくりの推進が必要です。

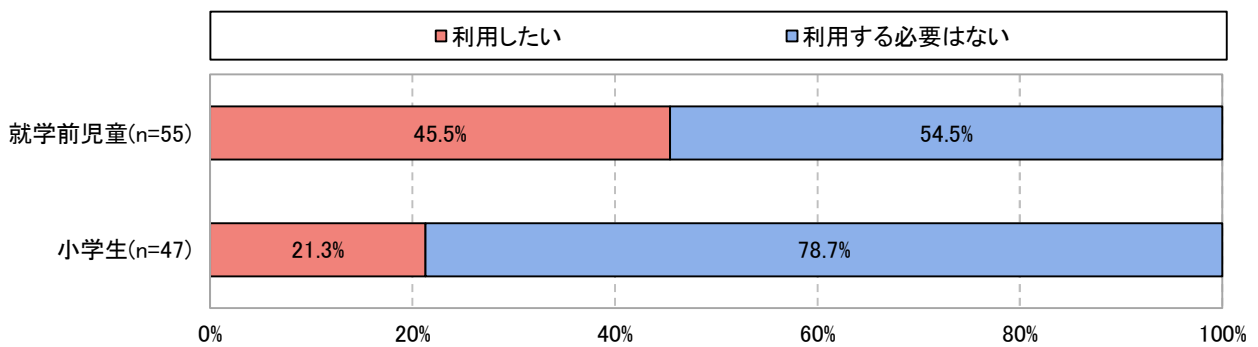
(2) 多様な保育サービスについて

- 保育所等の土曜日の利用希望は、「ほぼ毎週利用したい」が 3.8%、「月に 1～2 回利用したい」が 20.8%となっています。また、日曜日の利用希望も 14.0%が「月に 1～2 回利用したい」と回答しています。

【土日祝日における保育所等の利用希望】



【一時預かり事業の利用希望】



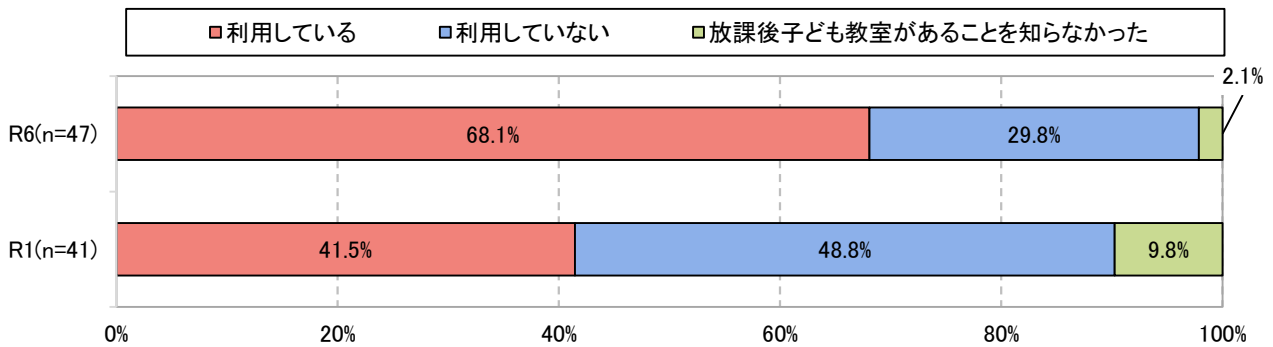
【課題】

- 土曜日の保育は今後も継続するとともに、日曜日や祝日にも受入れできる保育サービスの検討が必要です。
- 一時預かり事業等、より分かりやすい利用方法の周知が必要です。

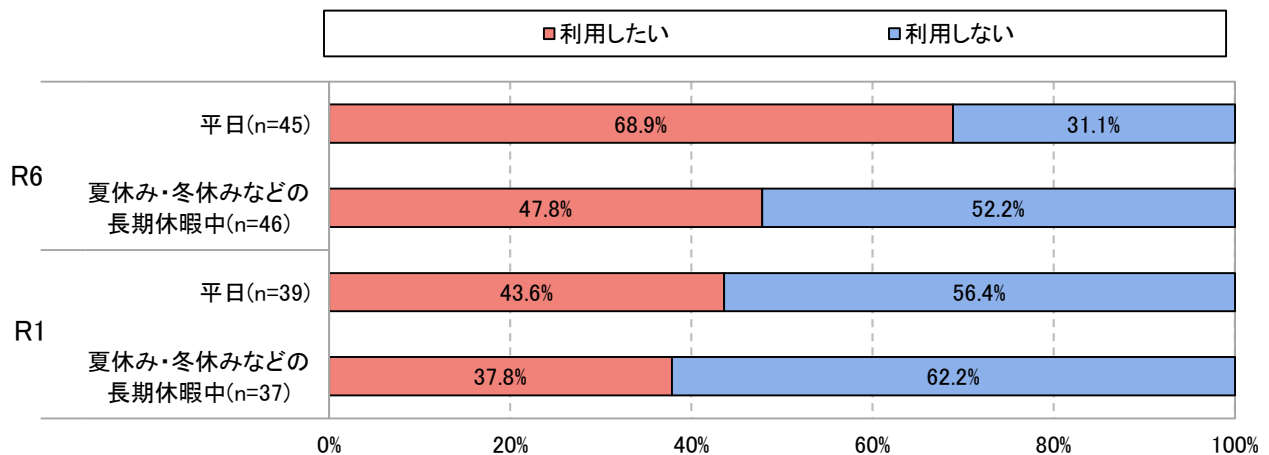
(3) 小学生の放課後の過ごし方について

- 小学生における放課後子ども教室の利用状況は、68.1%が「利用している」と回答し、前回調査（41.5%）を大きく上回っています。
- 放課後子ども教室の今後の利用意向は、平日で68.9%、長期休暇中で47.8%が「利用したい」と回答しており、いずれも前回調査（平日43.6%、長期休暇中37.8%）を上回っています。

【放課後子ども教室の利用状況】



【放課後子ども教室の今後の利用意向】



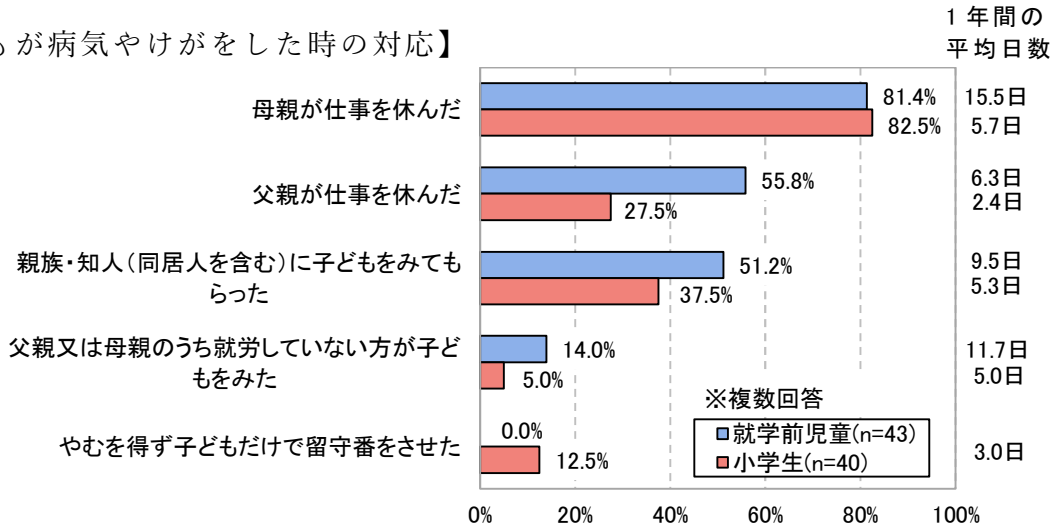
【課題】

- 放課後子ども教室に対し、平日・長期休暇中ともに利用ニーズが増加していることと、長期利用の傾向を見据え、指導員の確保を含めた提供体制の整備が必要です。

(4) 病気の時の対応について

- 病気やケガのため、子どもが休んだ時の対応として、仕事を休んだ経験は母親が8割程度、父親は就学前児童で5割程度、小学生で3割程度の経験があります。また年に何日程度休んだかは、就学前児童の母親は15.5日、父親は6.3日が平均値となっています。

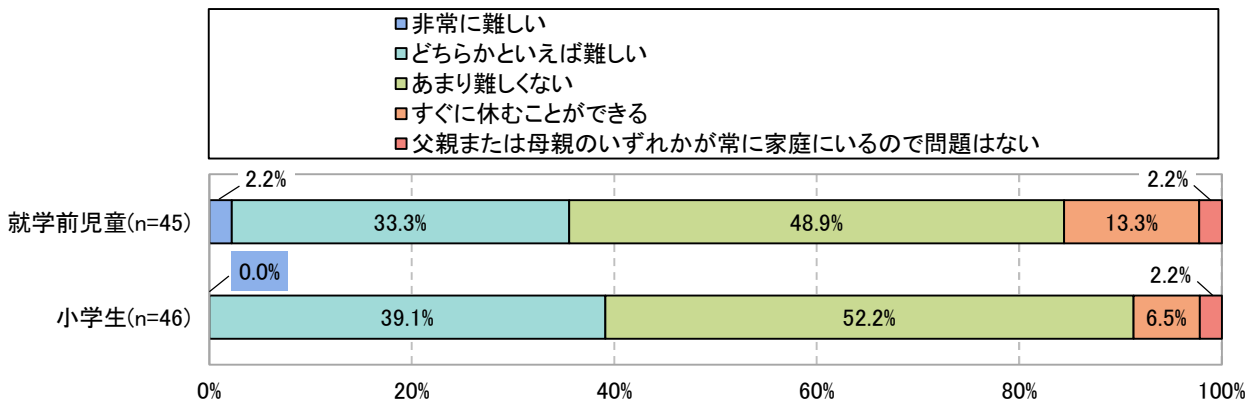
【子どもが病気やけがをした時の対応】



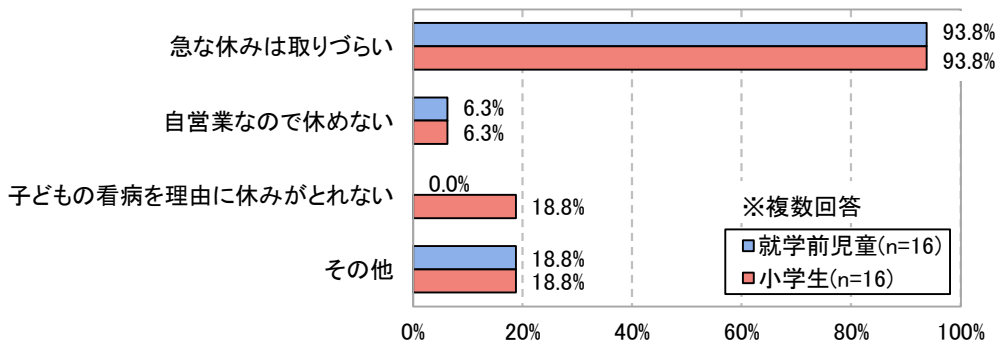
※回答がなかった選択肢及びその他はグラフから除外

- 子どもが病気やケガをした時、保護者が仕事を休むのが難しいかという設問では、就学前児童、小学生とともに3割以上の保護者が難しいと回答しており、その内、仕事を休むのが難しい理由は「急な休みは取りづらい」が最も多くなっています。

【子どもが病気やケガをした時、保護者が仕事を休むのが難しいか】

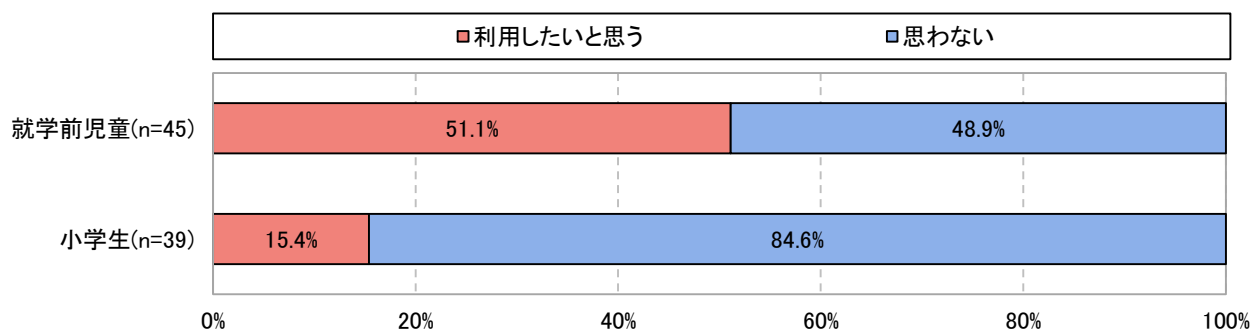


【仕事を休むのが難しい理由】



- 病児・病後児のための保育施設等の利用意向は、就学前児童の保護者で 51.1%、小学生の保護者で 15.4%となっています。
- 一方で利用したいと思わない理由としては、「普段利用しない施設に預けることは子どもが不安を感じる・懸念があるから」や、「かかりつけ医の受診が必要等、手続きが煩雑だから」という回答があります。

【病児・病後児のための保育施設等の利用意向】



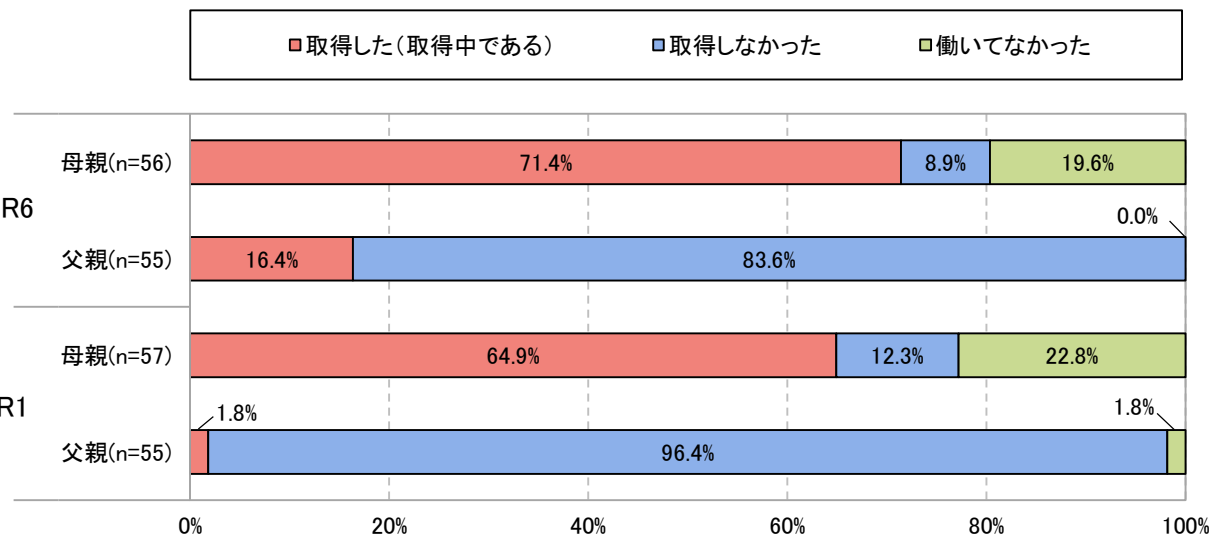
【課題】

- 病児・病後児のための保育施設の利用ニーズは多くあり、ニーズに対応した「病児・病後児保育事業」の整備を検討する必要があります。また、利用者の不安や手続きへの懸念に対し、丁寧な取組が求められます。
- 子どもの病気やケガによる急な休みは取りづらい環境にあり、職場の理解を深めるための啓発活動や就労環境づくりへの支援が必要です。

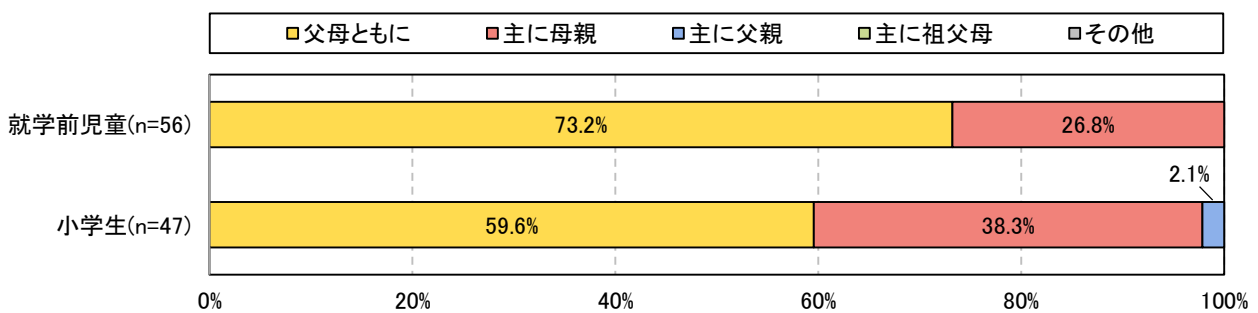
(5) 男女がともに子育てに参加できる環境づくりについて

- 前回調査と比較すると、母親、父親ともに育児休業の利用率は増えており、特に父親の取得率は大幅に増えています。一方で父親の育児休業の利用率は母親と比較して低い傾向が続いています。
- 取得期間は、母親で1歳～1歳6か月未満が最も多く、父親では6か月未満が最も多くなっています。
- 子育てをしている人として主に父親と回答した割合と比較し、主に母親と回答した割合が高くなっています。

【育児休業制度の利用経験】



【主に子育てをしている人】



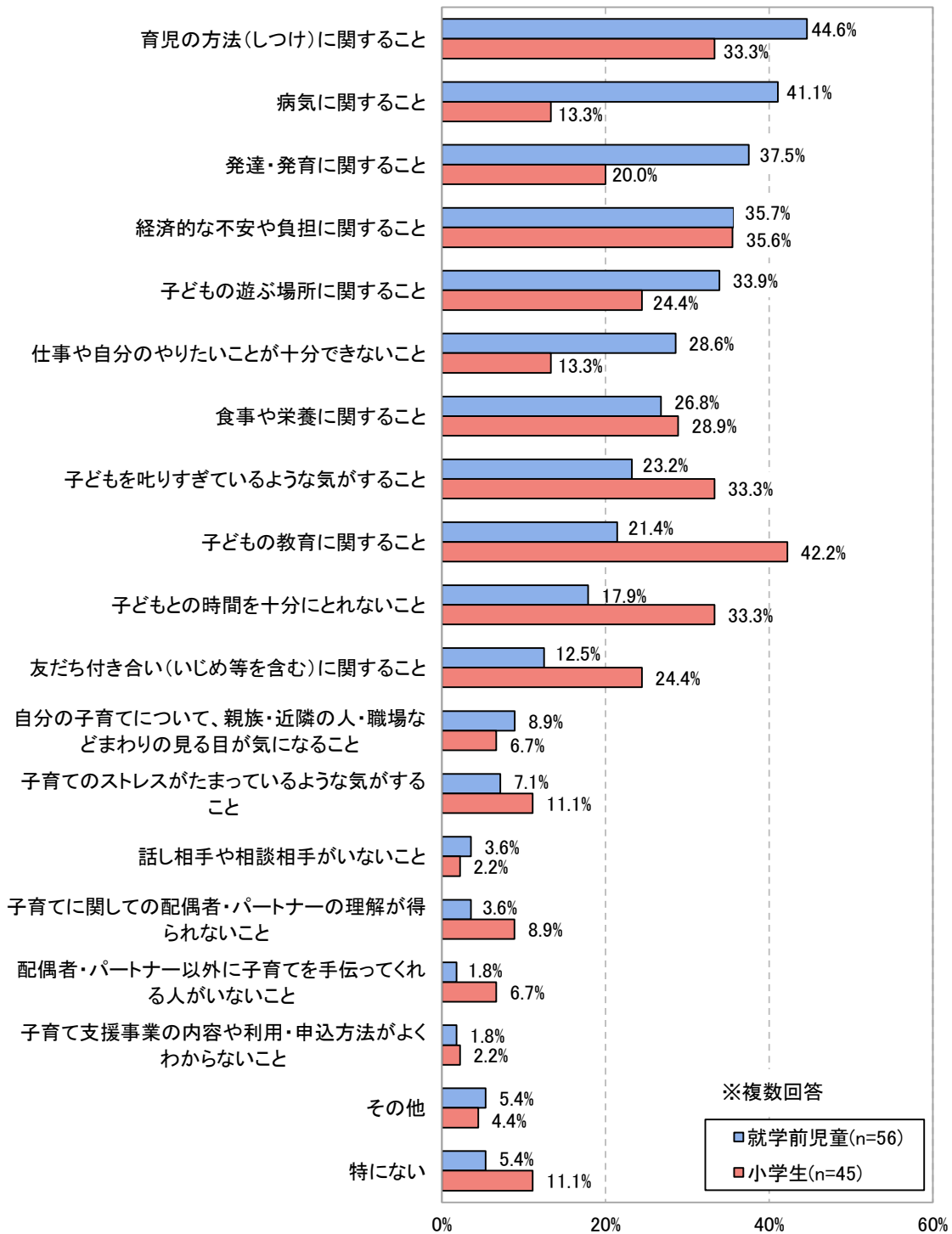
【課題】

- 男性が育児参加することの意義や働き方改革等への理解促進が重要と考えます。また、育児参加することを支援する職場の風土の醸成も必要です。

(6) 子育て世帯を支える仕組みについて

- 子育ての悩みについて、就学前児童の保護者は「育児の方法」や「病気」、「発達・発育」の割合が小学生の保護者に対して高くなっていますが、「子どもの教育」や「経済的な不安や負担」、「子どもとの時間が十分にとれない」は小学生の保護者の割合が高く、子どもの成長とともに子育てに関する悩みが変化していることが分かります。

【子育てに関する悩み】



- 配偶者はいないと回答した保護者の子育ての悩みについて、「経済的な不安や負担」「子どもとの時間が十分に取れない」を選択した方の人数が多くなっています。

【配偶者はいないと回答した保護者の子育てに関する悩み（複数回答）】

	人数	割合
経済的な不安や負担に関すること	8	72.7%
子どもとの時間を十分に取れないこと	7	63.6%
子どもを叱りすぎているような気がする	4	36.4%
食事や栄養に関すること	3	27.3%
子どもの教育に関すること	3	27.3%
子どもの遊ぶ場所に関すること	3	27.3%
発達・発育に関すること	2	18.2%
しつけなどに関すること	2	18.2%
仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	2	18.2%
友だち付き合いに関すること	2	18.2%
病気に関すること	1	9.1%
話し相手や相談相手がないこと	1	9.1%
子育てに関しての配偶者・パートナーの理解が得られないこと	1	9.1%
自分の子育てについて親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること	1	9.1%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	1	9.1%
子育てのストレスがたまっているような気がする	1	9.1%
子育て支援事業の内容や利用・申込方法がよくわからないこと	1	9.1%
その他	0	0.0%
特になし	1	9.1%
回答者数	11	100.0%

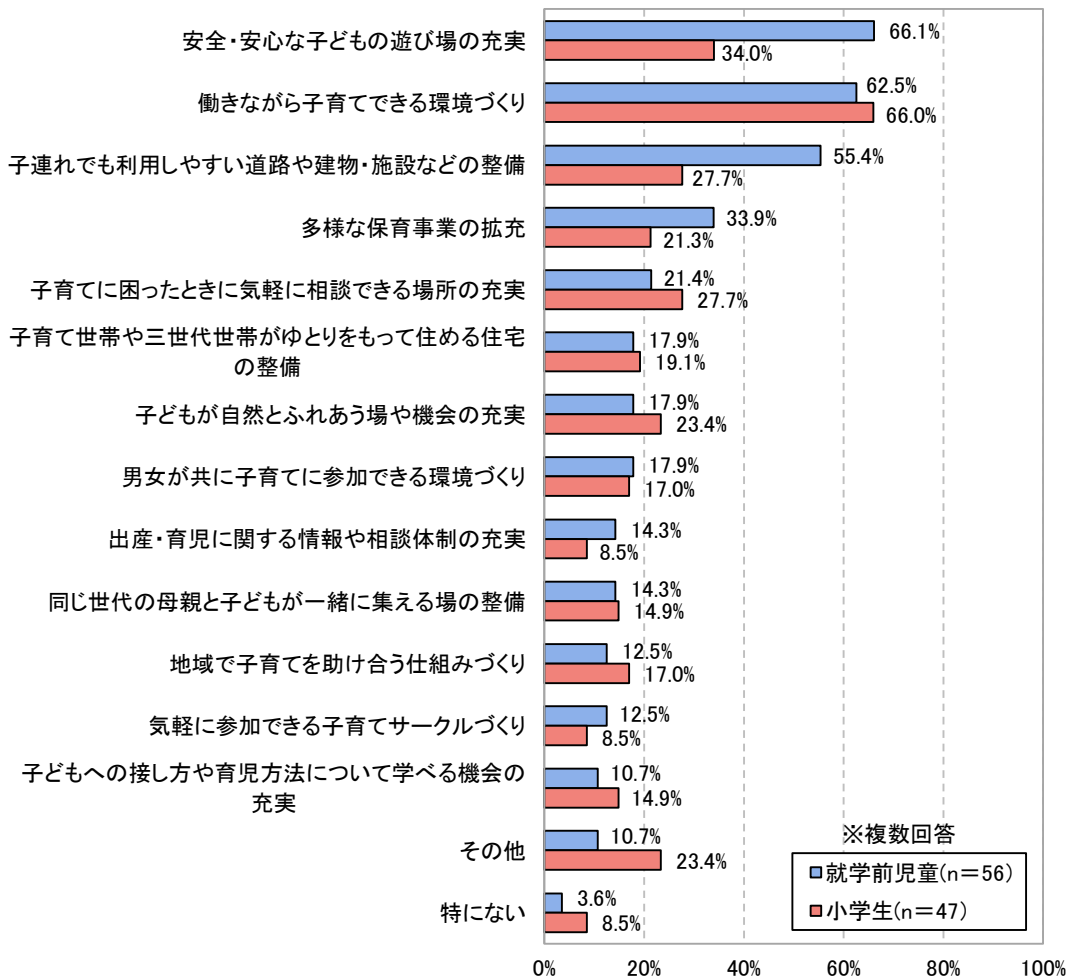
【課題】

- 子育て中の保護者が悩みや不安を抱えることがないように、子育て支援センター（ほっと。Café）やこども家庭センターにおける相談機能や支援体制の充実、保護者が気軽に訪れることができるような周知・情報提供が必要です。
- 身近に子育て中の仲間が少ない等の理由により、育児に対する負担や不安を自分で抱えてしまい、孤立してしまうことのないよう、子育て中の親同士や地域のコミュニティをつくる支援が必要です。
- ひとり親家庭は子育てと生計維持の役割を一人で担っている家庭もあり、子どもの養育や収入面への不安といった、各家庭の状況に応じた支援を行う必要があります。

(7) 子育て支援について

- 子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援策について、「安全・安心な子どもの遊び場の充実」や「働きながら子育てできる環境づくり」、「子連れでも利用しやすい道路や建物・施設等の整備」等が多くなっています。

【子育てしやすいまちにするために必要だと思うこと】



- 子育て環境や子育て支援に関する意見・要望（自由記述）では「小児科の常設・充実」に関する意見が24.4%と最も多く、発達障害や障がい児への支援の拡充を求める意見もありました。
- 子どもに対する言動について、就学前児童、小学生の保護者ともに約半数が「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」と回答しており、「感情のまま叩いたことがある」は2割程度みられます。

【課題】

- 安全な遊び場や交通安全対策、防犯といった子どもの安全・安心に過ごせる環境の整備が必要です。また、発達障害や障がいのある子どもへの支援等、配慮を必要とする子どもと家庭へ継続的な支援へ向けた取組が必要です。
- 養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげる等、虐待予防に取り組むとともに、子育てに負担感をもつ保護者が気軽に相談できる相談体制の充実が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町の最上位計画である「第3次飯南町総合振興計画」では、「子育て・教育・文化」の政策分野において、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり、子育て環境の魅力づくり、そして保育所から高校まで一貫した教育体制を整え、小さな田舎だからこそできるきめ細かな子育て、教育環境づくりを推進していくことを掲げています。

第2期計画においては、「みんなで育む子どもの笑顔～この町で子どもを育てたい～」という基本理念を掲げ、子育てしやすい地域づくりを進めることにより、少子化を克服して子どもの笑顔があふれるまちづくりを推進してきました。

一方、第2期計画の取組内容からみる課題やニーズ調査結果からは、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が見えてきました。このような課題に対応し、安心して地域で子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においては、第2期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援施策の充実を図ります。

基本理念

みんなで育む子どもの笑顔
～この町で子どもを育てたい～

2. 基本目標

基本目標については、国や県の動きや本町における環境の変化及び新たな課題等を踏まえ、次の5つの項目に改めます。

この基本目標に基づいて進める「基本施策」及び「具体的な取組」は、第2期計画で実行してきた個別の事業を基本として、現状に応じた見直しや新たな事業の追加を行うことで、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

保護者の就労状況や今後の就労ニーズを踏まえ、適切な保育を今後も持続して実施できるよう環境整備を図るとともに、仕事と子育て（家庭生活）の両立を推進し、働きながら子育てできる環境づくりを推進します。また、様々な育児の不安や悩みに対応できるよう総合的な支援を行い、子育ての孤立等を防ぎます。

基本目標2 親子の健康づくり

安心して妊娠、出産に臨めるよう、こども家庭センターを中心とした、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備します。また、親子の健康づくりを進めるとともに、将来自分らしいライフプランを選択できるよう、学齢期・思春期以降の保健対策を推進します。

基本目標3 配慮が必要な子どもへの支援

児童虐待防止対策や障がい児への支援、いじめや差別、ヤングケアラー等の早期発見・早期解決、子どもの貧困対策等、配慮が必要な子どもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標4 健やかな成長を育む教育環境づくり

子ども一人ひとりが持つ個性を十分に発揮できるよう、教育の充実を図ります。また、学校、家庭、地域が連携し、多様な体験活動や子育てを学ぶ機会の充実を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

基本目標5 安全・安心なまちづくりの推進

安全で快適なまちづくりを通じて、子育て家庭が安心して暮らせる生活環境を整備し、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう様々な対策に取り組みます。

3. 施策体系

基本目標 1 安心して子育てできる環境づくり
基本施策 1 保育ニーズに応じた受入体制の整備 基本施策 2 多様な子育て支援サービスの提供 基本施策 3 子育てのコミュニティづくり 基本施策 4 仕事と子育てを両立できる環境づくり 基本施策 5 ひとり親家庭への自立支援
基本目標 2 親子の健康づくり
基本施策 6 妊娠前から乳幼児期における切れ目ない母子保健事業の推進 基本施策 7 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
基本目標 3 配慮が必要な子どもへの支援
基本施策 8 児童虐待防止対策の推進 基本施策 9 いじめの防止や不登校児を支える体制づくり 基本施策 10 子どもの貧困対策の推進 基本施策 11 専門的な医療や支援を必要とする子どもと家族への支援
基本目標 4 健やかな成長を育む教育環境づくり
基本施策 12 生きる力を育む学校教育の推進 基本施策 13 家庭や地域における教育力の向上 基本施策 14 健全な育成の推進
基本目標 5 安全・安心なまちづくりの推進
基本施策 15 良好な住環境の確保と定住の促進 基本施策 16 地域で子どもを見守る体制づくり

第5章 計画の展開

基本目標 1 安心して子育てできる環境づくり

基本施策 1 保育ニーズに応じた受入体制の整備

保護者の就労状況やニーズに応じた保育施設の受入体制を整備し、保育サービスの充実を目指すとともに、積極的に情報提供を行い、利用促進に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
通常保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者のニーズの多様化等を踏まえ、運営方法等の保育のあり方について検討を進めます。 ○ 飯南町ならではの恵まれた自然環境を活かし、自然や生物、植物に触れて学ぶ自然体験活動の機会を提供します。 ○ 地域との繋がりを活かし、高齢者施設や地域イベントでの交流等、特色ある保育を行います。 	住民課
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育サービスや保育事業について、保育所だより、町の広報やホームページ等で積極的に情報提供を行います。 	住民課
保育士の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定した保育運営のための人材を確保するため、修学助成及び就労支援金による「保育士確保対策事業」に関し、適切なタイミングで必要な対象者へ情報が届くよう情報発信方法の強化を検討します。 	住民課
一時保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生後8か月以降の在宅児を対象に、保護者の就労や疾病、出産等により保育が一時的に困難となった場合に、各保育所において一時預かりを行い、子育て家庭の負担を軽減します。 	住民課
こども誰でも通園制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの良質な成育環境を整備するため、働き方やライフスタイルにかかわらず月一定時間までの利用可能枠の中で、利用できる新たな保育制度を開始し、全ての子どもの育ちを応援します。 	住民課

基本施策 2 多様な子育て支援サービスの提供

子育てに不安や負担を感じている保護者も安心して子育てができるよう、多様な保育サービスの提供等、総合的な支援を行います。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
ほっと。Caféの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前の在宅児とその保護者及び妊婦等を対象に、集いの広場「ほっと。Café（子育て支援センター事業）」を開催します。 ○ 子育て中の保護者が不安や悩みを気軽に相談でき、子育ての仲間づくりを促進するため、開催頻度の向上と訪れてみたくなるような魅力づくりに取り組みます。 	住民課
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て家庭の負担を軽減するため、就労や通院等で子どもを預けたい場合に、育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業について分かりやすい情報発信に取り組み、利用しやすい環境づくりに努めます。また、将来的にも事業の継続を見据え、持続的な体制整備に取り組みます。 	住民課
放課後子ども教室・長期休業中児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後の子どもの居場所づくり事業及び長期休業中の児童クラブ事業について、保護者のニーズの高まりと多様化に対応できる体制のあるべき姿について検討を進めます。また、指導員の適正な配置に向けた安定した体制の確保に努めます。 	教育委員会
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの病気やケガにより、保育所・小学校へ通えない場合、一時的に子どもを受入れる事業を整備し、子どもと保護者が安心して利用できる環境づくりに取り組みます。 	住民課

基本施策 3 子育てのコミュニティづくり

親子が気軽に集うことができる場の充実や、子育て世代や地域とのコミュニティづくりを図り、交流を促進して子育ての孤立感を軽減します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
子育てのコミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児不安の軽減及び育児の孤立を防ぐために、子育て支援活動を実施する団体を募集し、活動費を補助する事業に取り組み、子育てのコミュニティづくりを促進します。 	住民課
地域全体での子育て意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の住民が、子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、異世代の交流や地域内の連携を促進し、意識の醸成を図ります。 	住民課

基本施策 4 仕事と子育てを両立できる環境づくり

仕事と子育ての両立や男性の子育てへの参加等について、家庭や地域、事業所等へ理解や協力を働き掛け、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
男性の育児参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を家庭や職場、地域へ図り、男女が協力して子育てすることの意識の醸成に取り組みます。 ○ 男性の子育て意識の醸成に向けたより一層の取組を進めるとともに、各種講座や教室を開催し、積極的に育児や家庭に参画することを推進します。 ○ 各種講演会や研修、講座等を開催し、啓発活動に努めるとともに、住民団体へのサポートを行います。 	住民課 保健福祉課
各種制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業等の各種制度の普及や定着、子育てしやすい職業形態の導入等、事業所に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促します。 	住民課

基本施策 5 ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の自立を目指し、きめ細かな福祉サービスの提供等の支援を行い、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
ひとり親家庭へのきめ細かな支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子家庭だけではなく、父子家庭も含め、子どもの養育や収入面の不安といった、各家庭の状況に応じ、自立や就業を支援します。 ○ 増加傾向にある I ターンのひとり親家庭においても、地域での孤立を防ぐため、利用しやすい相談体制に取り組みます。 	福祉事務所

基本目標 2 親子の健康づくり

基本施策 6 妊娠前から乳幼児期における切れ目ない母子保健事業の推進

妊娠期から乳幼児期にわたり、心と体の健康を維持し、安心して子育てができるとともに、親としての成長と子どもの健やかな育ちを支える母子保健事業を推進します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
こども家庭センターを中心とした切れ目ない支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターを中心に妊娠前も含む、妊娠・出産・子育てに関する、様々な悩みや不安に対して専門性を生かした相談支援や、保護者が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ機会を提供することで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができる環境づくりに努めます。 ○ 安心して妊娠から子育てができるよう助産師をはじめ保健師や心理職といった専門職を将来的にも適正に配置するための取組を推進します。 	保健福祉課
こころと体の健康管理・健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦及び乳幼児に対する健康診断等を通じ、妊産婦や子どもたちの健康の保持・増進に努めます。 ○ 妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊産婦や乳幼児の健康診査、家庭訪問や産後ケアや育児相談等の産前・産後の支援を行い、生活リズムや食生活、メディアへの対策等、心と体の健康管理・健康づくりに関する支援に取り組みます。 ○ 子どもに関わる時間の確保やその重要性、親子の触れ合いやコミュニケーションの取り方等、具体的な方法を学ぶ機会を作り、育児不安の軽減に努めます。 ○ 「飯南町食育推進計画」を基に、生涯にわたる食育の基盤となるよう、五感を使った様々な経験や共食の楽しみを大切にした乳幼児期からの食育を推進します。 ○ 夫婦での家事・育児分担や妊娠・出産・育児に伴う生活環境の変化に向けて心構えや技術を学ぶ取組を進め、母親のみならず父親も含めたメンタルヘルスに努めます。 	保健福祉課
子どもの発達に不安を抱える保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どものことばや運動発達の心配、集団生活を送るうえでの悩み等について、子どもの発達の段階ごとの健診時に心理職、保健師による相談を実施するほか、気軽に相談できる体制の充実を図り、適切な医療機関や療育機関につなげます。 	保健福祉課

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
小児医療体制の確保	○ 小児医療の確保及び緊急時の身近な受診先として、町内医療機関及び近隣町村にある医療機関との連携を強化し、安心して育児ができるよう、小児医療の確保及び緊急時の身近な受診先として、引き続き小児医療体制の確保に努めます。	保健福祉課
不妊治療への経済的支援	○ 不妊治療費の負担軽減を図るため、不妊治療補助金制度について周知し、その利用促進に努めます。	保健福祉課

基本施策7 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

思春期の心身の健康づくりを推進し、児童生徒が心豊かに成長するための保健対策を推進するとともに、相談支援体制や情報提供する場の充実を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
子どもが主体的に取り組む健康づくりとプレコンセプションケアの視点からの充実	○ 学校、保健所等との連携により、性感染症、やせ（低体重）、がん、喫煙・飲酒・薬物乱用等、思春期の問題に対して次世代の心身の健康につながる健康教育の継続に努めます。 ○ 若い世代が自分ごととして将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を身に付けるプレコンセプションケアの普及啓発を推進します。	保健福祉課
生活習慣の改善に向けた学習の推進	○ 母子保健連絡会と連携した「健康にい～にゃん週間」の取組や町内の小中高での授業を通じて、生活習慣の改善と、メディアが子どもに与える影響を理解する教育を推進します。	保健福祉課

基本目標 3 配慮が必要な子どもへの支援

基本施策 8 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防、早期発見に向け、関係機関との連携を強化するとともに、相談や支援体制の充実を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
児童虐待相談体制の充実	○ こども家庭センターを中心に、子育て、養護、虐待、非行、ひきこもり、ヤングケアラー等、子どもに関する様々な悩みや不安等の相談窓口を強化し相談対応に努めることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。	保健福祉課
飯南町要保護児童対策地域協議会による支援	○ 飯南町要保護児童対策地域協議会を通じて、関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所といった関係機関と連携し、要保護児童等の早期発見から発見後のフォローまで総合的な対応に取り組みます。	保健福祉課
スクールカウンセラー等による相談支援	○ 地域、家庭、学校や関係機関との連携により、いじめや不登校、児童虐待、ヤングケアラー等、子どもに係る様々な問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談を受け付けるとともに、児童生徒支援員との連携を密にし、問題解決に努めます。 ○ 子どもを取り巻く状況が多様化する中で、子どもの自立や社会参加に向けた取組を支援するため、スクールサポーターといった専門員の確保に継続して取り組みます。	教育委員会

基本施策 9 いじめの防止や不登校児を支える体制づくり

スクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の強化を図り、いじめの防止に取り組むとともに不登校児への支援を行います。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
スクールカウンセラーの配置	○ いじめ、不登校といった子どもの悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーが子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対し、関係機関と連携した取組を進めます。	教育委員会
いじめや差別等の発見・早期解決	○ いじめや差別等の人権問題に対して、アンケート QU による学級集団の実態把握をはじめ、「飯南町いじめ防止基本方針」に基づく施策やいじめ防止に向け、学校、家庭、地域住民、その他関係機関と連携し、人権意識を高めていく普及啓発に取り組むとともに、早期発見、早期解決に努めます。	教育委員会
子どもの居場所づくりと学習支援	○ 令和 6 年（2024）度から開設した飯南町教育支援教室「めだかの教室」を活用し、学校に行きづらい子どもの居場所づくりと学習支援に取り組みます。	教育委員会

基本施策 10 子どもの貧困対策の推進

国や県の子どもの貧困対策と連携、調整を図り、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
経済的負担の軽減	○ 国の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当等の支給をはじめ、保育料の無償化、医療費の助成、子育て用品の支給等により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。 ○ 経済的理由によって、学用品費や給食費等の支払が困難な家庭にその費用の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	住民課 福祉事務所 保健福祉課 教育委員会
地域における見守り活動の充実	○ 家庭の経済的理由で生活困難な状態にある子どもに気付き、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生児童委員協議会等の関係機関と連携し、見守り活動の充実に努めます。	保健福祉課 福祉事務所

基本施策 11 専門的な医療や支援を必要とする子どもと家族への支援

障がいや疾病により、専門的な支援や医療的ケアを必要とする子どもたちの支援体制の構築に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
関係機関との連携による支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者の育児不安の解消のため、状況に応じて相談支援を行うとともに、発達支援センターや町外の障がい児通所支援施設の紹介等を行います。○ 障がいや医療的ケアを必要とする子ども等への支援は、専門的な知識・技術・医療を必要とすることが多く、町内だけでの支援は困難です。一人ひとりの心身の状況に応じた保健、医療、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関連機関との協議の場を設ける等、各機関と連携し、必要な支援が提供できる体制づくりに努めます。	福祉事務所 保健福祉課 住民課

基本目標 4 健やかな成長を育む教育環境づくり

基本施策 12 生きる力を育む学校教育の推進

子ども一人ひとりが持つ個性を十分に発揮できるよう、きめ細かな教育を推進し、基礎学力の向上を図るとともに、地域等と連携して、体験や交流機会の創出に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
交流・体験活動の充実	○ 子どもが社会でたくましく生き抜く力を育てるため、公民館といった関係団体や地域と連携し、地域における世代間交流や体験機会を創出し、児童健全育成の活動を推進します。	教育委員会
学力調査等を活用した授業改善	○ 「全国学力・学習状況調査」と併せて、飯南町学力調査を行い、調査結果を学校での授業改善に活用します。	教育委員会
ICT 機器の活用による学習の充実	○ タブレット PC、電子黒板、デジタル教科書等の ICT 機器を有効活用した教育を展開し、児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図ります。 ○ 1 人 1 台端末の学習環境を最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化を充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を全ての学校において推進します。 ○ 各家庭のネットワークの普及環境の違いによる、ICT 機器を活用した学習機会に格差が生じないよう学校を通じてルーターを貸し出すといった支援を継続します。	教育委員会
特別な支援を要する子どもへの支援	○ 特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールサポーターの配置や定期的な教育支援委員会の開催、相談ネットワークの充実等、個々の状況に応じた支援や人的措置を行います。 ○ 児童生徒支援員や関係機関との連携により、早期からの適切な支援を行います。	教育委員会

基本施策 13 家庭や地域における教育力の向上

学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる環境づくりに努めます。また、保護者が子育てについて学ぶことや語り合える機会を創出します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
地域全体で子育てを行う環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会」による高校魅力化事業をはじめ、「学校運営協議会」のコミュニティ・スクール事業等により、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子育てする気運の醸成を図ります。 ○ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の導入により、学校と家庭、公民館等の地域が一体となり、地域資源を活かした子どもの多様な学びを支援します。 	まちづくり推進課 教育委員会
公民館活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館事業の中で、子育て世代を対象とした講演会や親学プログラムを実施し、親と子のふれあい、家族間や世代間交流により、子ども同士、保護者同士の仲間づくりを推進します。また、公民館活動を通じ、家庭教育に関する情報交換や悩み、不安の共有等、お互いが支えあいながら子育てが行える環境づくりに取り組みます。 ○ 子どもがふるさとへの誇りや地域社会の中で互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験や地域文化に触れ合う機会等、地域環境を生かした活動を推進します。 	教育委員会
教育関係者への研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任の教職員に対し、本町の教育についての研修会を実施するとともに、飯南町の地域資源を活用した教育を行うため、教職員対象のふるさと教育研修会を開催します。 ○ 保小中高一貫教育に係る教職員向け研修会を実施するとともに、「ふるさと教育シンポジウム」を開催し、本町の次代を担う子どもの育成に向けて、保育所から高校まで一緒になって取り組む気運の醸成を図ります。 	教育委員会 住民課

基本施策 14 健全な育成の推進

地域との交流や連携を強化し、子どもの心身の健康づくりや心豊かな成長を支える多様な活動に参加できる機会を充実し、青少年の健全育成を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
健全育成に向けた活動の推進	○ 子どもの健全育成を図るため、児童劇地域講演や明るいまちづくり事業、いきいき子ども活動、地域異世代交流等の活動を積極的に推進します。	住民課
子どもの居場所づくり	○ 放課後子ども教室や公民館が実施する事業等、子どもが健全に過ごすことができる場の充実を図るとともに、地域と連携した活動を推進します。	教育委員会
デジタル・シティズンシップ教育の推進	○ 児童生徒や保護者に対しスマートフォン等を通じた生活習慣や健康への影響を理解し、いじめや人権侵害、ネットトラブルから子どもを守るためにデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。また、教職員向けにも研修を実施し、健全な子どもの育成に努めます。	教育委員会

基本目標 5 安全・安心なまちづくりの推進

基本施策 15 良好な住環境の確保と定住の促進

住宅や道路交通の環境整備等、子育て家庭が安心して暮らせる安全な生活環境を整備します。また、子どもや保護者から住宅や子育てに関する意見を聴取し、ニーズに合った施策を検討します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
住宅整備と安全な交通環境整備	○ 若者や子どもが住みやすい住宅の環境整備や、子ども、保護者等が安全・安心に通行できるカラー舗装等、道路交通の環境整備に努めます。	建設課
子育て家庭の定住推進	○ 子育て家庭の定住を促進するため、定住フェア等で子育て施策や定住に関わる施策をまとめたパンフレットを配布し、相談に応じます。	まちづくり推進課
子育て家庭向け住宅の整備	○ 子育て家庭のニーズに応じた住宅の整備を進めるとともに、子育てしやすい生活環境の整備や定住促進の仕組みづくりを推進し、子育てコミュニティの形成に努めます。	まちづくり推進課
こども広場の整備	○ 地域の特性に応じたこども広場の整備を進めます。休日や放課後に楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力の基に、適切な維持管理に努め、安全に遊ぶことができるよう遊具の適切な点検を行います。	住民課
子どもや子育て当事者の意見聴取と施策の検討	○ 「こども基本法」を踏まえ、子どもが対象となる施策・事業において、当事者である子ども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることに、本町全体で取り組むことを推進します。	まちづくり推進課 住民課

基本施策 16 地域で子どもを見守る体制づくり

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察や関係機関との連携や協力体制の強化を図り、交通安全、防犯対策を推進します。また、安心して遊べる公園の整備等、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
通学路の点検や登下校の見守り体制	○ 児童生徒が交通事故や犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、家庭や地域、関係機関と連携し、通学路の点検や「青色防犯パトロール」による登下校の見守りを行います。	教育委員会
バリアフリー化・安全な遊び場の確保	○ 子ども連れでも、誰もが安心して外出できるよう、道路、公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。	建設課
交通安全活動の推進	○ 交通安全活動として、全国交通安全運動でのパレードの実施やカーブミラーの設置、啓発活動等を行います。 ○ チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、正しい使用方法について普及啓発を行います。 ○ 警察、交通安全協会、交通安全対策協議会、保育所、学校、関係機関との連携、協力体制の強化を図り、子どもや保護者に対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。	住民課
地域での防犯対策の推進	○ 朝の登校時等、民生児童委員等による子ども見守りを行います。 ○ 子ども防犯パトロール隊（通称「青パト隊」）による定期的な連絡会や安全講習会を開催するとともに、保護者も含め、広く隊員の募集を図ります。	保健福祉課 教育委員会

第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本町では、保育所の配置状況や子どもの人数を勘案し、第2期計画に引き続き、町全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

2. 量の見込みの算出について

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、その確保方策を定めることとなっています。本計画においても、各事業の量の見込みと提供体制を定め、教育・保育事業を推進していきます。

量の見込みの算出にあたっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、平成27年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があります。本町では、「各事業実績から算出（推計）する方法」を用いて「量の見込み」を定めます。なお、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【教育・保育の認定区分】

認定区分	該当する子ども	利用できる施設
1号認定	保育を必要としない3～5歳児	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	保育所、認定こども園、地域型保育

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の管理を計画的に実施していきます。

		令和7(2025)年度				令和8(2026)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	63	4	46	0	61	4	45
②確保方策	特定教育・保育施設	0	70	7	50	0	70	7	50
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	70	7	50	0	70	7	50
過不足(②-①)		0	7	3	4	0	9	3	5

		令和9(2027)年度				令和10(2028)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	60	4	44	0	59	4	43
②確保方策	特定教育・保育施設	0	70	7	50	0	70	7	50
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	70	7	50	0	70	7	50
過不足(②-①)		0	10	3	6	0	11	3	7

		令和11(2029)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	58	4	42
②確保方策	特定教育・保育施設	0	70	7	50
	地域型保育事業	-	-	-	-
	計	0	70	7	50
過不足(②-①)		0	12	3	8

※特定教育・保育施設とは、幼稚園、認可保育所、認定こども園のこと。

※地域型保育事業とは、施設（原則20人以上）より少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業で、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のこと。

【提供体制・確保方策の考え方】

保育料、副食費の無償化、きめ細やかな保育を引き続き行うとともに、待機児童がない状態を継続し、保育が必要な子どもがすぐに入所できる体制を整備します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

① 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

【提供体制・確保方策の考え方】

こども家庭センターを中心に利用者支援事業を実施します。また、多様化するニーズに対し、必要な支援が切れ目なく提供できるよう関係機関とのネットワークの強化に努めます。

② 妊婦等包括相談支援事業型（伴走型相談支援）

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		延べ人	75	75	75	75	75
確保方策		延べ人	75	75	75	75	75

【提供体制・確保方策の考え方】

妊婦等に対して面談等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した支援に取り組めます。

③ 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	170	170	170	170	170
確保方策	か所	1	1	1	1	1

【提供体制・確保方策の考え方】

乳幼児及び保護者が相互交流を行う場所として、専門職による子育て相談、情報提供等の援助を行います。

④ 妊婦健康診査事業

安定的に医療機関において幼児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子ともに健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	対象人数	人	25	25	25	25	25
	検診回数	回	14	14	14	14	14
	延べ受診人数	延べ人	350	350	350	350	350
確保方策	実施場所	-	県内、県外の医療機関				
	検査項目	-	血液検査等				
	実施時期	-	妊娠12週後から39週前後				

【提供体制・確保方策の考え方】

14回分の受診票の交付により、妊婦健康診査に係る費用の助成を行います。妊娠中に定期的に健康診査を受け、母子ともに健康で安心した出産を迎えることができるよう、現在の体制を継続します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状態の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	25	25	25	25	25
確保方策	人	25	25	25	25	25

【提供体制・確保方策の考え方】

新生児訪問と併せ、助産師、保健師が早期に訪問を行います。また、今後も子どもの成長発達を確認しながら、保護者が安心して子育てできるよう支援します。

⑥ 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助等）を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

【提供体制・確保方策の考え方】

関係機関と連携しながら、継続的に支援します。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	-	-	-	-	-
確保方策	か所	-	-	-	-	-

【提供体制・確保方策の考え方】

本町では現在実施していませんが、今後のニーズ等を踏まえ、広域での利用や委託先の確保等の検討に務めます。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	20	20	20	20	20
確保方策	か所	1	1	1	1	1

【提供体制・確保方策の考え方】

土日、夜間等に急に子どもを預けることが必要となった場合に地域で子育て支援を行う仕組みとして、今後も必要な数の会員確保に努め、事業を実施していきます。

⑨ 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産等により、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については、「幼稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

			単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
幼稚園・認定こども園 短時間在園児対象	量の見込み	1号認定	延べ人	0	0	0	0	0
		2号認定	延べ人	0	0	0	0	0
	確保方策		延べ人	0	0	0	0	0
			か所	0	0	0	0	0
保育所等における一時保育	量の見込み		延べ人	20	20	20	20	20
	確保方策		延べ人	20	20	20	20	20
			か所	4	4	4	4	4

【提供体制・確保方策の考え方】

急な仕事等の緊急を要する保育サービスのニーズに対応するために、今後も継続して実施していきます。

⑩ 時間外保育事業

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(①)	人	10	10	10	10	10
確保方策(②)	人	10	10	10	10	10
	か所	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

多様化するライフスタイルに対応し、保護者の仕事等による保育時間外のニーズに対応し、安心して仕事や生活ができる体制の整備を引き続き行っていきます。

⑪ 病児・病後児保育事業

子どもが病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	40	40	40	40	40
確保方策	延べ人	40	40	40	40	40
	か所	1	1	1	1	1
	総定員	2	2	2	2	2

【提供体制・確保方策の考え方】

急な発熱等による病気の子どもを預けられる体制を構築し、育児と就労の支援を行えるよう関係課と協議を行い、早期の実現を目指します。

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

			単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(①)	低学年	1年生	人	0	0	0	0	0
		2年生	人	0	0	0	0	0
		3年生	人	0	0	0	0	0
	高学年	4年生	人	0	0	0	0	0
		5年生	人	0	0	0	0	0
		6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策(②)			人	0	0	0	0	0
過不足(②-①)			人	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

本町では現在国の基準に基づいているこの事業について実施していませんが、放課後子ども教室等の事業については次のとおり見込んでいます。

【放課後子ども教室の量の見込みと確保方策】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	低学年	人	73	66	62	62	70
	高学年	人	50	48	45	50	45
	合計	人	123	114	107	112	115

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	-	-	-	-	-
確保方策	延べ人	-	-	-	-	-

【提供体制・確保方策の考え方】

本町では現在国の基準に基づいているこの事業について実施していませんが、類似の機能をこども家庭センターに備えています。今後のニーズ等を踏まえ、事業実施の検討に努めます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	-	-	-	-	-
確保方策	延べ人	-	-	-	-	-

【提供体制・確保方策の考え方】

本町では現在国の基準に基づいているこの事業について実施していませんが、類似の機能をこども家庭センターに備えています。今後のニーズ等を踏まえ、事業実施の検討に努めます。

⑮ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	延べ人	-	-	-	-	-
確保方策	延べ人	-	-	-	-	-

【提供体制・確保方策の考え方】

本町では現在国の基準に基づいているこの事業について実施していませんが、類似の機能をこども家庭センターに備えています。今後のニーズ等を踏まえ、事業実施の検討に努めます。

⑩ 乳児等通園支援事業

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、保育所等に入所していない満3歳未満の児童が就労要件等を問わず保育所等を一定時間利用出来る事業（実施時期：令和8年4月）

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	0歳児	延べ人数 (人日)	3	3	3	3	3
	1歳児	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0
	2歳児	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0
確保方策	0歳児	延べ人数 (人日)	-	3	3	3	3
	1歳児	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0
	2歳児	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな事業としての実施に伴い、本町においても利用ニーズの動向を踏まえながら、既存の保育所を活用した受け入れを行います。
- ・地域の保育所と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業を実施する保育所とその他の地域の保育所との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- ・乳児等通園支援事業の利用から保育所の利用への円滑な移行を支援します。

⑪ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		延べ人	4	4	4	4	4
確保方策		延べ人	4	4	4	4	4

【提供体制・確保方策の考え方】

出産後の母子に対して心身ケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文具等の物品購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本町においてはこの事業に基づく給付は行っておりませんが、今後の状況に応じ必要性を検討します。

⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。今後、新規参入があった場合は、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 庁内の連携体制の充実

子育て支援に係る取組は、保健、福祉、教育、医療等庁内の多様な事業分野に関わりがあります。本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実に努めます。また、保育所をはじめ、全ての子育て支援施設や関係機関との連携を強化し、円滑な就学への移行ができるよう支援します。

(2) 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり

子育て支援は、保育士や保健師、栄養士等の様々な専門職による支援が必要です。多様化する子育てニーズに適切に対応するため、職員の資質や専門性の向上を図ります。また、地域における子育て支援の担い手の育成や確保も重要であることから、地域ぐるみで子育てを支援する意識の醸成を図り、様々な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 子ども・子育て会議の運営

計画の推進にあたっては、施策の推進状況等について、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「飯南町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

町の広報やホームページ等、多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで町民への周知を図ります。また、あらゆる機会に町民意見を把握し、町民目線を生かした施策の推進を図ります。

(1) 飯南町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日
条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、飯南町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意

見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(2) 飯南町子ども・子育て会議 委員名簿

区分	役職	氏名
委員	来島小学校 PTA 会長	比下 宏
委員	赤名保育所 保護者会会長	田中 友子
委員	小学校校長会 会長	角 圭祐
委員	飯南町社会福祉協議会 保育専任次長	吾郷 須摩子
委員	公民館連絡協議会 会長	石川 隆
委員	飯南町立飯南病院 院長	角田 耕紀
委員	さつき保育所 所長	田原 慶子
委員	青少年健全育成会議 会長	安部 和昭
オブザーバー	飯南町教育委員会 課長補佐	関島 哲郎
オブザーバー	飯南町保健福祉課 主任保健師	石飛 悦子
オブザーバー	飯南町福祉事務所 主任主事	三宅 一樹
オブザーバー	飯南町まちづくり推進課 主幹	岡田 祐也
事務局	飯南町住民課 課長	野津 史昭
事務局	飯南町住民課 課長補佐	後長 隆哉
事務局	飯南町住民課 主任主事	武田 晃
事務局	飯南町住民課 主事	二階堂 了麻



飯南町
IINAN

第 3 期 飯南町子ども・子育て支援事業計画
令和 8（2026）年 3 月

発 行／飯南町役場 住民課 こども未来推進室
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880 番地
TEL：(0854) 76-2213 FAX：(0854) 76-3950
